

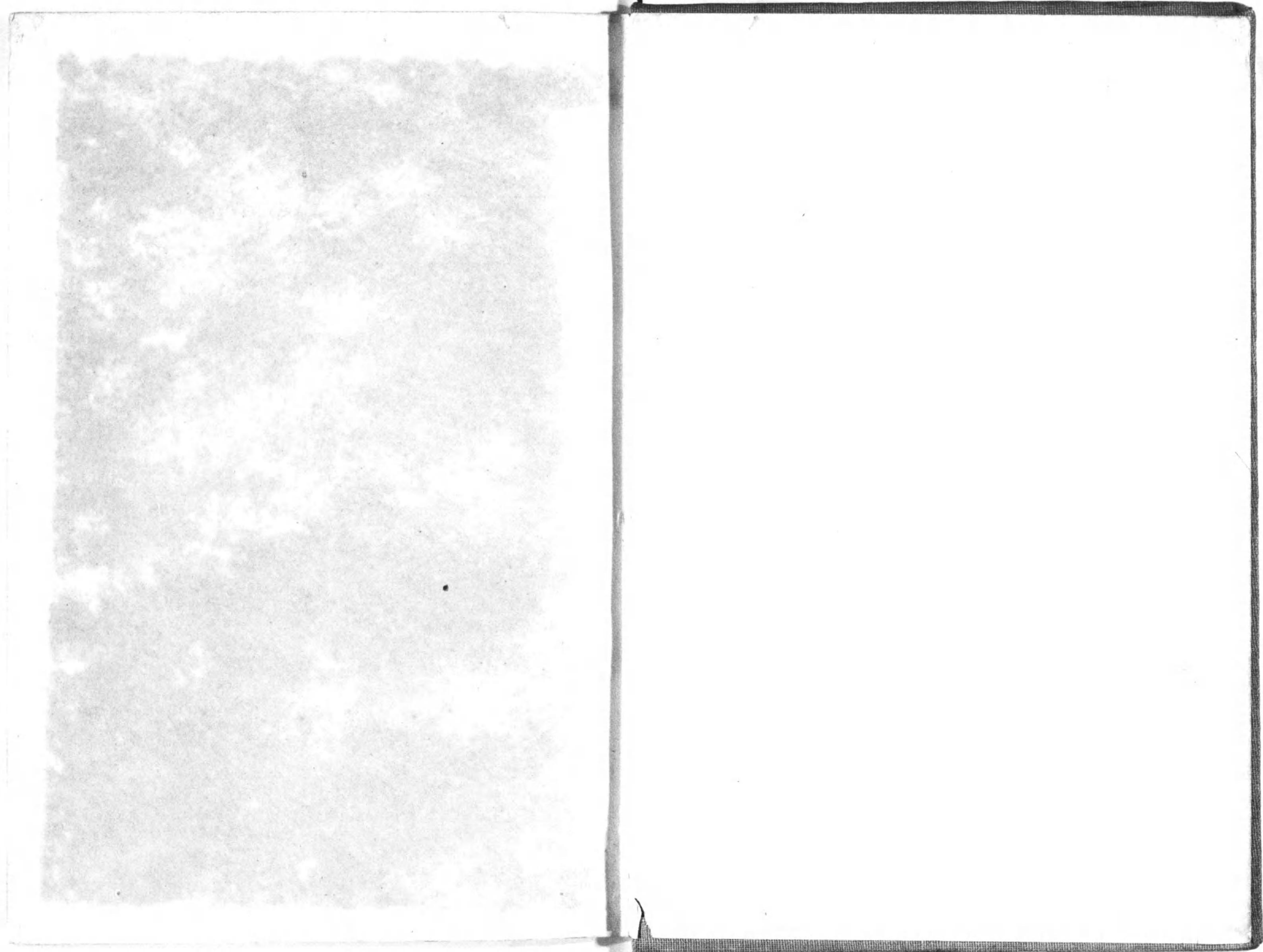
509  
37

5 6 7 8 9 8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8

始









經濟學士 井上貞藏著

# 工業政策要論

東京 邦光堂藏版



509  
37



412

## 序 文

千九百三十年—之を百年前の千八百三十年、リバプール、マンチエスター間の鐵道開設天保元年の幕末漸く騷擾を加へむとする時代に比すれば、其の變展の著しきに唯しも驚嘆する、特に科學の進歩、産業の發達に於て然りである。實に此一世紀間の社會發展は科學を基礎としての産業的飛躍に在ると云つて決して過言でない。而して同じ産業の中にあつても、原始産業に比べ商工業殊に工業が進出して來たことは近來の著しい傾向と云はねばならぬ。世界列強が競ふて産業就中工業の開發進歩に力を盡しつゝある所以、且又工業立國が常に唱へらるゝの事實は克く其の間の消息を物語つて餘りがある。

最近我が國經濟産業の進展頗る顯著で、工業に於ても其の躍進的發展驚くべきものがある、併し之を先進諸國に對比せば未だ以て雁行するの域に達しない。これ我が國朝野の人士が工業技術及工業政策の攻究に意を用ひざるべからざる所以である。一九二七年ジュネーブに國際經濟會議、近くは昨秋東京に萬國工業會議並に動

序 文

一



力會議が開催され、今又産業合理化が重要國策として高唱され盛に論ぜられつつあるは、蓋し工業の重大性を認むる表徴であり喜ぶべき現象である。此時に際し不敏をも顧ず本書を出して工業政策の要綱を論述する、決して意義なしとしない。固より教科用書として盡さざる所多かる可きも、幸にして他數人士の閲讀を蒙り之に依つて多少なりと益するところあらば本懐である。

終りに本書の執筆に當り、註出したるが如く内外先輩諸學者の文獻に負ふ所頗る多い、茲に厚く感謝の意を表する。

昭和五年二月

井 上 貞 藏

# 工業政策要論 目次

## 第一編 總 說

### 第一章 工業の概念

- 第一節 工業の意義 ..... 一
- 第二節 工業の起原 ..... 三
- 第三節 手工と機械 ..... 六
- 第四節 工業に於ける諸要件 ..... 一〇

### 第二章 工業經營形態の發展

- 第一節 手工業 ..... 一三
- 第二節 家内工業 ..... 一七
- 第三節 工場工業 ..... 二一

### 第三章 工業の種類

目 次

二六



第四章 工業政策の指導原理……………三八

第五章 工業政策の意義並に本務……………四八

第六章 工業政策の歴史的展開……………五七

    第一節 都市領主監督時代……………五八

    第二節 國家干涉時代……………六二

    第三節 工業自由の時代……………六七

    第四節 公工業並に保護政策……………七一

第七章 日本の工業並に經營形態の發展……………七四

第八章 日本工業政策の變遷……………八二

    第一節 都市領主監督時代……………八二

    第二節 國家干涉時代……………八六

    第三節 工業自由の時代……………九〇

    第四節 保護政策の實行と自由主義運動……………九三

第二編 積極的工業政策……………九八

第一章 産業合理化政策……………九八

第二章 工業品の標準化と其の運動……………一一五

第三章 工業の外部機構としての企業形態論……………一二九

第四章 分化合成と大經營の發展……………一五八

    第一節 分化と合成……………一五六

    第二節 大經營の發展……………一七〇

第五章 工業の地域的集中化……………一七七

第六章 工業の外部機構としての企業結合論……………一九八

    第一節 企業結合の概念……………一九八

    第二節 カルテル……………二〇三

    第三節 コンツェルン……………二一一



第四節 ツラスト……………二二四

第五節 企業結合運動……………二三四

第七章 工業の内部要素としての労働及原料……………二四四

第一節 工業労働……………二四四

第二節 工業原料……………二五二

第八章 工業の内部要素としての資金……………二六〇

第九章 工業技術の發展施設……………二七九

第一節 工業教育……………二七九

第二節 工業所有權……………二八三

第十章 工業の指導誘掖機關……………二九三

第一節 同業組合……………二九四

第二節 商工會議所……………二九八

第三節 製品検査所……………三〇三

第四節 工業試験所、研究所、模範工場……………三〇六

第五節 商品陳列所、工業博物館、博覽會、共進會……………三〇九

第十一章 工業の助長獎勵策……………三一四

第十二章 日本の積極的工業政策……………三二六

工業政策一般參考書目……………三三六

工業政策要論

目次終



# 工業政策要論

井上貞藏著

## 第一編 總說

### 第一章 工業の概念

#### 第一節 工業の意義

一

工業 Industrie (Gewerbe), Industry, Industrie とは継続的に加工生産を営む経済的組織を云ふ。

凡そ生産は之を分つて原始生産と加工生産の二つとする。



原始生産は自然物を獲得し又は之を育成することであり、加工生産は斯くして得たる物に労作を加へて價値の増加を圖ることである。

加工生産を主目的とする點に於て、工業は原始生産業たる漁業、農業、採礦業と異り、原料を變形せしむる點に於て、財貨を消費者に接近せしむる商業、運送業と區別される。

原料の變形、精製を爲す生産行爲を加工生産行爲、即工と稱す。我國に於ける古語「たくみ」(手組)、(工)、も此意であつて、手を以て組み立てることから出たものである。技術上の詞として工業なる語を此意味に用ふることがある。技術上の意義に於ける工業、乃至は技術的の工業とも云ふべきものである。(註)

註、戸田海市、工業經濟論、一頁

田中 頁、工業政策、七頁

## 二

工業

工業は加工生産行爲の連續的經濟的活動並に組織である。従つて工業には職業的活動として加工生産を爲すことと、企業として加工

生産を営む場合とを含む。

企業として加工生産を営む場合のみを限つて工業と稱する者あるも、斯くしては營利の目的を有せず單に生計を營むが爲に加工生産を爲す場合例へば中世に於ける手工業の如き、或は國家及公共團體の行ふ非營利的加工生産の如きも之を工業と稱し得ざることとなる。因て工業の意義を以上の如く解するを妥當と信ずる。(註)

註、Gruntzel: Industriepolitik. 1921. s. 1.

Schmoller: Grundriss, I. 1908. s. 366.

關 一、工業政策、上卷、一—六頁

松崎 壽、工業政策、一六—二一頁

林 癸木夫、工業經濟綱要、三頁

## 第二節 工業の起原

## 一

フリードリッヒ、リスト (Friedrich List) は經濟發達の段階を五期に分ち、第一期、漁獵時代、第二期、牧畜時代、第三期、農業時代、第四期、農工業時代、第



五期、農工商業時代、とした。(註一)

此分類に就いては學者間に異論もあるが、大體に於て農業が工業に先き立つて發達したと云ひ得る。畢竟工業は人口の増加文化の進展に伴つて盛となつたのである。

工の發生

併し技術上の意義に於ける工業即生産行爲たる工は、未だ農業の行はれざる原始時代に既に其存在を見た。即原始人は木石を以て弓矢を作り、石、木片、貝等自然物を以て道具を作つた(註二)。現今アフリカ等に於ける野蠻民族の間に、斯かる手工的技術の殘存してをることは、其一證左であると云ひ得る。

註一、Friedrich List: Das Nationale System der Politischen Oekonomie.

註二、Richter: Die Entstehung der Volkswirtschaft. s. 53.

## 二

右の如き加工生産行爲は初め家庭内に行はれ、男女間自ら分業存し、主として男子は漁獵及武器の製作に従事し、女子は植物性材料の採集及其加工に従事した。次いで一種族内、大地主の勢力範圍、諸候、寺院の領地内に於て行はれ

家内仕事

たが、何れも所謂家内仕事なるもので未だ以て業とするに至らなかつた。

家内仕事 Hauswerk, House Work とは自家消費の爲に家内に於て爲す加工生産である。古代の大家族制度時代行はれたもので、其原料の如き多く自家の産出にかゝり他から得ること殆んど無く、其生産品も外部に出すこと極めて稀なものである。自給經濟時代に行はれたもので、自己の原料に加工し以て自己の消費に供するを其特色とする。

概して原始時代からギリシヤ、ローマの直後までを家内仕事の時代といふことが出来る。(註一)

我國古代の加工生産に關しても大體右の如く説明し得られる。(註二)

註一、Richter: Die Entstehung der Volkswirtschaft. s. 53.

註二、横井 時冬、日本工業史、一—三編

本庄榮治郎、日本經濟史概説、二二二頁

## 三

工業の發生

斯く自給經濟時代を通じて數世紀の間家内仕事なる加工生産が行はれ來



つたのであるが、中世工藝技術發達し諸侯、寺院の領地内に都市の起るに當つて工業者集り來り市民權をも得て、茲に加工生産に依つて生計を營む手工業者の出現を見たのである。歐州にあつては十一二世紀とすべく、我國にては大體鎌倉時代のことである。(註)

即ち家族經濟の崩壞、都市の成立と共に農工分離し、工業なる土地に頼るところの尠い獨立産業が起つたのである。

註、Schmoller: Grundriss, I. s. 373.

大藏省編、西陣機業沿革調査書

本庄榮治郎、日本社會經濟史、二二一頁

### 第三節 手工と機械

#### 一

人猿相距る遠からずといふに何故人類のみ獨り百獸を征服して萬物の王となつたか。曰く人類は手を有つて居る、吾人の有する双手こそ驚くべき特殊な武器である。手は手として終らず、手は更に手を作り、無限の生産力を有

するの一大特徴が在る。(註)

人類は原始時代既に器具を用ひた、即ち棒を以て物を打ち、石片を以て木の實を割るが如きその發端である。尤も此程度のことには猿、猩々の如き獸類も亦爲すところであるが、唯人類と獸類と異なる所は、人類が發達せる手の働き即ち手工に依つて良く器具を作るに反し獸類は之を爲し得ない、進んだ動物と雖も僅かに自然物を其儘用ひて道具とするに過ぎないところに在る。

此の手工こそ刀劍を作り、舟を作り、弓矢鐵砲を作り、家を建て、汽車、汽船、電車、自動車を走らせ、更には飛行機、飛行船を飛翔せしむる等、人類社會に於ける物質文化の一大根源であると云はねばならぬ。

註、河上肇著、時勢之變、三—三八頁

#### 二

斯く手工は人類文化の一大根源ではあるが、人類が初めより物質文化の表徴たる機械を製出したものでないこと勿論で、最初は器具を作つたのである。器具の進歩し複雑となつたもの即ち機械である。器具は簡単な物で構造

機械

手工

器具



器具と機械の別

組織と云ふ程のものはないが、機械には一定の構造組織がある。兩者の異なる主要點は其運動に在る。器具に於ては其の加へられた力と同一の方向にのみ運動するのであるが、機械にあつては加へられた力と異なる方向の運動を生じ、聯繫ある運動即ち聯動となつて現はれる。而して最も進歩せる機械は自動的である。斯かる構造及運動の上に於ける相違は當然に效果の點に於て差別を生ずる。糸挽き車の如き器具は單に人力の補助を爲すに過ぎず、労働の效果は主として手工の巧拙に依つて定まるに反し、紡績機械の如き人の労働に代るもので若干の人的助力を爲さば足り、其の效果は主として機械の良否に因つて決定される。手工業、機械工業と相對させるのは此點を中心として區別したものである。

機械の區分

機械は電氣發動機、蒸汽機、關の如く自ら動力を起す機械即ち動力機械 *Power-machine* と製紙機械、紡績機械の如く他からの動力に依り作業に従ふ機械即ち作業機械 *Arbeitsmaschine* の二つに區分される。

## 三

産業革命

機械の發明は最初多く英國に起り、一七六三年に於けるワット *Watt* の蒸汽機關の發明は殆んどすべての産業部門に革命を起し、續いてハーグリーブス *Hargreaves* の多軸紡績機（一七六七年）、アークライト *Arkwright* の木綿紡績機（一七七〇年）、カートライト *Cartwright* の機械織機（一七八〇年）等の發明あり、十八世紀の中ごろから大規模の機械工場制度が勃興して、マンチェスター *Manchester*、バーミンガム *Birmingham*、グラスゴウ *Glasgow* 等の新工業都市が隆盛となつた。産業革命 *Industrial Revolution* 即ち是である。

機械並に技術發達の影響

ワットが蒸汽機關の特許を得た一七六九年即ち産業革命の發端以後を大體機械時代と云ふべきであらうが、此間人類文化の上に一大變革を見た。(註) 機械並に之に關聯する技術の發達は生産上 (イ) 生産方法の確實、(ロ) 生産量の増加、(ハ) 生産費の減少、(ニ) 生産時間の短縮を來たした。又生産組織上、大規模、大資本となり、労働者には利益、弊害兩方面の影響を及ぼした。

註 James Stephenson: *The Principles of Commercial History*, 1924.

井上貞蔵、大森英治郎共譯、商業史論、二九四—二九五頁



## 第四節 工業に於ける諸要件

## 一

工業と生産要素

土地、資本、労働を生産の三要素とする。原始生産業たる農業にあつては是等要素中土地が最も重きを爲す。之に反し工業に於ける重要な要素は資本及労働であつて土地はさうでない。製糸工場が水質良好なる地に起り紡績工場が適度の濕氣ある土地に盛となるが如きことあるも、これ地位の方面より其の必要を見るのみで、決して重要な要素と云ふことは出来ぬ。即ち農業は自然を主とし資本と労働を従とする生産行爲、工業は資本と労働を主とし自然を従とする生産行爲である。そこに兩者の差異がある。

土地廣大にして人口稀薄なる所は農業を營むを以て利益とする。従つて斯かる場合は假令工業技術發達しをるとするも、工業品より農産物を作る方利益多きを以て、資本及労働を工業に向けること困難である。米國が自國の工業技術優れをるに拘らず猶高率の輸入税を外國品に課して國內工業の助

長策に出づる所以は、成る可く農業より工業に向はしめんとする意圖が其理由の一半を爲してをるのである。(註)

註 戸田海市、工業經濟論、一五頁

## 二

工業發展の條件

工業を起し其の發展を圖らむとするには前に述べるところに依り、第一に資本及労働の供給潤澤なるを要す。

資本も労働も國內に之を求むるを普通とするが、輒近外國資本を輸入する場合決して尠くない。外資輸入は労働を輸入するよりも遙かに容易である。第二には交通便利の地たるを要す。

工業は原料を取り入れて加工製造し之を消費者に分配するものなるを以て交通便利なる地點を選ぶを要す。一般に工業が水運の便なる地に盛となる如きは是が爲である。

第三に市場に近きを要す。

市場に至るまでの運賃の多寡は賣價に大なる影響を及ぼす、従つて商業戰



殊に國際經濟戰場裡にあつては常に運賃の低廉を期する爲め市場の近くに工業を起すことを考へねばならぬ。

第四には原料、動力の豊富な所たるを要す。

交通不便なる時代に於ては其の地方に於ける原料の多少が工業の盛衰を決定した。交通の進歩せる今日にあつては必ずしもさうでないが、猶近くに多量の原料を得られるに越したことはない。殊に鐵供給の多寡は一國工業の盛衰と大關係がある。動力については蒸汽力、電力であるが、其の供給を豊富ならしむるには勢、石炭、石油、水力に俟たねばならぬ。

我が國は土地狹少で一般原料の産出多からず特に鐵の尠いことが缺點であるが、石炭の供給相當豊富で且水力電氣の利用盛であり、又一方世界交通上便利な地點を占め、東洋、南洋の市場を手近かに控へる等よりして、工業發展の要件は相當具備してをると云はねばならぬ。

日本と工業の  
諸要件

## 第二章 工業經營形態の發展

經濟狀態の變遷を自給經濟、都市經濟、國民經濟の三階段に分つ。工業の經濟制度も此の三時代に伴つて發達した。

即ち自給經濟時代には前述の家内仕事、都市經濟時代には手工業、國民經濟時代には家内工業並に工場工業が行はれると云ふことが出来る。(註)

工業組織の方面より經營形態を區分して手工業、家内工業、工場工業の三種とする。而して此の種別は上記の如く工業發展の順序を示すものである。以下略述するであらう。

註. Bücher: Die Entstehung der Volkswirtschaft.

### 第一節 手工業 Handwerk, Handicraft

一

手工業とは小經營に依り直接顧客に販賣する目的を以て工的生産を營む

工業經營の三  
形態

手工業の意義



を云ふ。

中世自給經濟の崩壊するに及び重要な工業組織として手工業の出現を見た。歐羅巴に於ては十二世紀より十六世紀に亘り最も隆盛を極めた。

手工業の區分

手工業は分つて賃仕事、代金仕事の二つとする。

賃仕事

A、賃仕事 Lohnwerk

賃仕事とは顧客の提供する材料に加工して賃銀を受くるを云ふ。

是に出職居職の二つがある。出職(訪戸手工) Wander-handwerk とは顧客の家に至りて加工に従事するを云ひ、居職(定住手工) Heimwerk とは自家にありて顧客の持ち來る原料に加工するを云ふ。

代金仕事

B、代金仕事 Preiswerk

代金仕事とは自己の原料に加工した製品を消費者に販賣するを云ふ。

代金仕事は手工業者自ら器具、原料、資本を所有し其の生産物は之を顧客に販賣するもので、後には見越生産をも爲すに至つたのであるから、事業經營者の性質を帯びてゐる。後世の資本主義的工業の萌芽既に此の時にありと云

ふことが出来る。但し生計を營むがためであつて營利を目的とするものではない。

手工業の盛であつた都市經濟時代の特色は顧客生産乃至注文生産なるにある。

二

都市に集中した手工業者は工業同職組合 Craft Guild を組織し同業者の互助機關とした。(註一)

工業同職組合  
(クラフト・ギルド)

クラフト、ギルドは生産者の利益を保護し消費者に良好なる製品を供給する目的で組織された同業者の團體である。一都市内に於て特權を賦與され又監督を受け其職業に關する諸般の規律を司つた。其身分に關しても徒弟 Lehrling, Apprentice より職人 Geselle, Journeyman となり更に親方 Meister, Master となるの段階あり、諸種の方面に嚴重な制限を設けた。(註二)

前述の如く手工業は昔時都市經濟時代に最も盛に行はれた工業經營形態であつて現今の國民經濟時代にあつては家内工業、工場工業殊に工場工業に

手工業存在の  
餘地



壓倒せられて、其の行はるゝ領域次第に狭少となりつゝある。併し全然其の跡を絶つとも云ひ得ない。左の如き場合に於て猶存在の餘地がある。

(一) 分業及機械の應用困難にして特に優秀な技倆を要する場合。美術品工業に於けるが如きである。

(二) 諸種貨物殊に日用品の修繕。

(三) 需要者の特別注文に適合することを要する場合。衣服、指物等に於て然りである。

(四) 交通不便なる土地の住民が需要する工業製品。

要するに手工業の特色は (イ) 加工製造が獨立した職業として行はるゝに至つた最初の形態たること、(ロ) 併し未だ家庭經濟より分離せざること、(ハ) 注文生産なること に在る。

手工業の特色

註一、James Stephenson: The Principles of Commercial History. 1924.

井上貞藏、大森英治郎共譯、商業史論、一八〇—一八二頁

Conrad-Hesse: Volkswirtschaftspolitik.

玉井茂、井上貞藏共譯、國民經濟政策、一〇八—一一八頁

註二、井上貞藏稿、商工従業員制度の研究(經濟集志第二卷第一號)參照。

## 第二節 家内工業 Hausindustrie, House Industry

一

家内工業の意義

家内工業とは問屋か企業家が労働者をして其の住居若くは作業場に於て生産に従事せしめ其の製品を市場に供給する工業組織を云ふのである。即ち商業資本が工業資本を壓倒し、問屋が手工業者を従属せしむるものなるを以て一に問屋制度 *Verlagsystem, Commission Work* と云ふ。

家内工業は手工業と工場工業との中間に位し、一作業場に働く労働者の少い點に於て手工業に類し、消費者の個別注文に依らず多量供給を爲す點に於て工場工業に似てをる。

此制度に於ては自宅労働者は企業家に對し一定の物を製造すべき作業を爲す義務を負ふてゐるに過ぎぬ、決して一定時、一定の労働を提供するものではない。

下受法

下受負 *Factor* なるものがあつて企業家と自宅労働者との間に立ち注文の



分配、製品の収集を爲すこと尠くない、之を下受法 Factor system と稱へる。兩毛地方の機業は下受法に依るものが多い。即ち

買織商——元機屋——下機屋——賃機屋

(企業家) (下受人) (再下受人) (労働者)

なる組織に依つて聯絡されてをる。

二

家内工業の區分

購買法

家内工業を二つに分つて購買法、手間賃法とする。

A、購買法 Kaufsystem

購買法とは労働者が自己所有の器具を以て自己の原料に加工したものを問屋が自己の店又は市場で購入するか或は人を派して買入を爲す方法を云ふ。

此場合自宅労働者は注文を受けて製造することあり又は見込を以てすることあり、問屋に従屬する關係薄くして家内工業制度中弊害の最も尠いものである。

手間賃法

山梨縣郡内地方の甲斐絹業は此式を採る。

B、手間賃法 Lohnsystem

手間賃法とは労働者が問屋から供給せられた原料に自己所有の器具又は問屋から借り入れた器具を以て加工を爲し個數拂の手間賃を受くる方法を云ふ。

我國の機業では此形式を賃機と稱し労働者を賃機屋と呼んでをる。

和歌山縣の綿ネル業は此式である。

此手間賃法に於ては労働者の問屋に對する從屬關係が厚いので問屋の壓迫を受け低廉な手間賃で働かなければならぬ様になることが多い。其弊害の最も甚しいのを苦汗制度とする。

苦汗制度

苦汗制度 Sweating System とは生活費以下のやうな極めて低廉な賃銀で労働

者に過度の労働を爲さしめるを云ふ。十九世紀の末葉ロンドンに於て過剰労働者の勞力利用の爲に發生したものである。大都市に於ける貧民の勞力を廉價に利用する組織であつて我國都市の貧民窟に行はれる内職の如き之

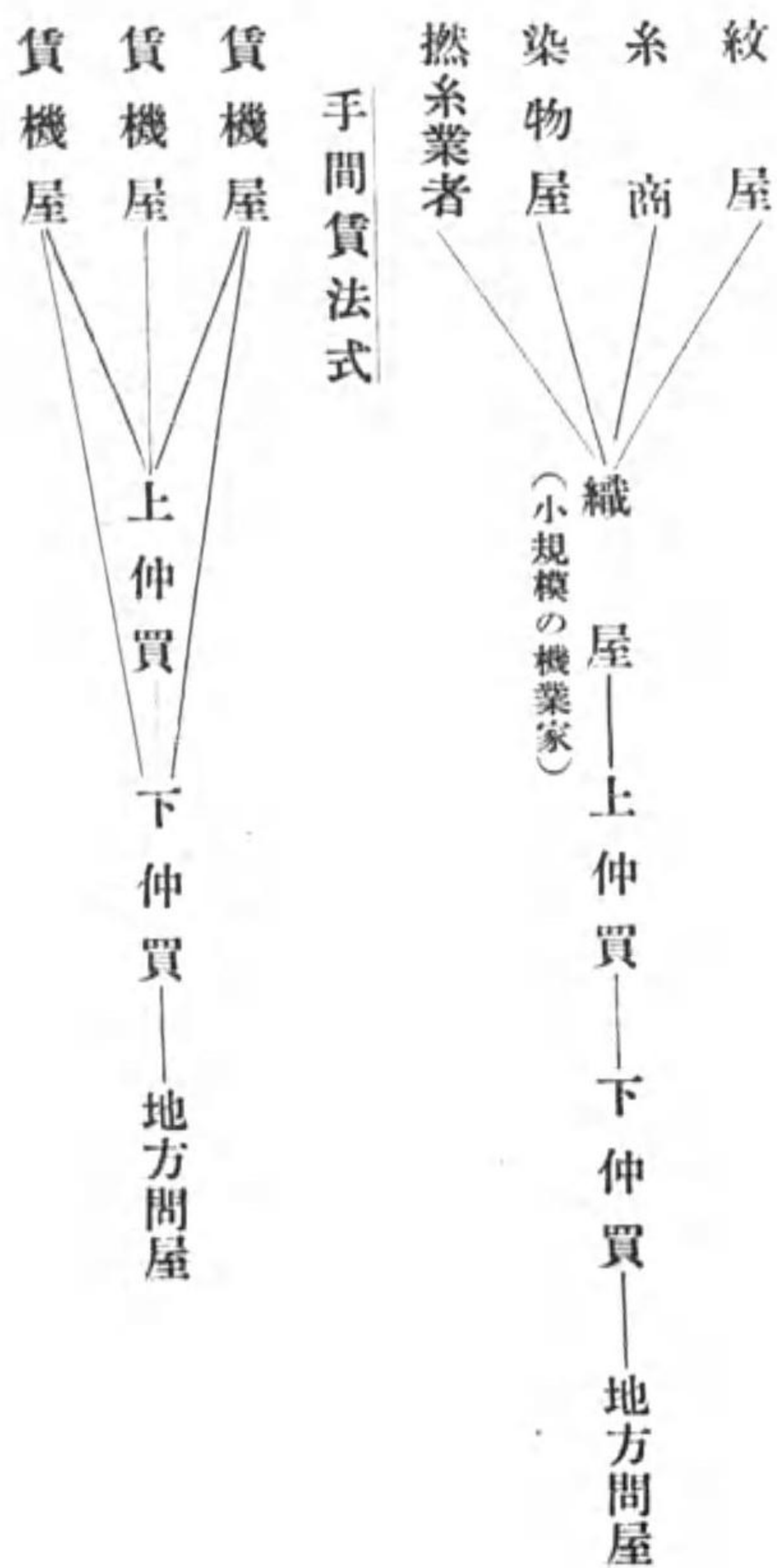


に類するものである。(註)

苦汗制度は經濟上、衛生上弊害の最も甚だしい所謂寄生的工業であるから社會政策上大いに留意すべきものである。

上述の如く家内工業には購買法、手間賃法の二方式があるが此二者は並び行はるゝを常とする。西陣の機業組織の如きさうである。

購買法式



家内工業の特色

歐羅巴に於て家内工業が盛であつたのは十七、八世紀の頃である。我國にては徳川時代の中頃に發し現今でも織物業等には盛に行はれ、工場工業と共に工業組織上重要な地位を占めてをる。

概言せば家内工業は (イ) 生産經濟よりも寧ろ營利經濟を主眼とする、

(ロ) 技術的生產なる見地よりして未だ家族的經營の域を脱せざること、

(ハ) 市場生産乃至商品生産たることに其の特色を存する。

註、井上貞藏著、一經濟學徒の斷草、上載論說、六大都市の貧民窟 一四〇—一四一頁

第三節 工場工業 Fabrikindustrie, Factory System

一

工場工業の意義

工場工業とは企業者が自由契約に因り労働者に賃銀を拂ひ工場に於て労働に従事せしむる工業上の經營組織を云ふ。

手工業、家内工業にあつては住宅が作業場たるを常とし従つて家庭經濟と密接なる關係を有してゐたが工場工業に於ては住宅並に家庭經濟と分離し



て全く獨立のものとなつた。

労働者は企業家の下に一定時間一定の労働を爲すものであつて分業及機械の利用行はれ生産要素としての資本の勢力絶大となり營利主義の特徴最も良く現れ、資本主義工業の典型此の種の工業に於て殊に著しく認めることが出来る。

工場工業勃興  
の原因

工場工業勃興の原因下の如くである。

- (1) 技術並に經營の進歩
- (2) 市場の擴大
- (3) 商業組織及信用機關の發達
- (4) 企業家と労働者の分立
- (5) 大企業保護の經濟政策

工場工業は十八世紀の後半英國の紡績業に發し十九世紀に至つて歐米諸國に勃興した。我國に於ては明治維新後其の發生及發達を見た。

## 二

工場工業の影  
響

工場工業に至つて家庭と工場とが分離し、工的生産が家庭經濟より完全に獨立し、複雑なる技術的分業が行はれ、作業の分化と合成が營まれて、新技術、新機械の採用と相俟ち益々大規模に益々大量に生産を爲し得ることとなつた。工業的生産は茲に未曾有の發達を示し生産政策に於て成功を收めた。

而して工業上に於ける報酬漸増の法則は愈々大規模の工場、大資本の企業組織を促して手工的生産業に大打撃を加へた。

斯くの如く工場工業は大規模、大資本を其の要諦とするもので、事業の擴大と作業の分化から勢企業家と労働者の間に介在して事務或は技術を司る職員の必要發生を見るに至つた。しかも其の職員の数増加しつつある。従來中等階級と目されてをた手工業者は正に是等新中等階級たる事務的並に技術的職員に依つて替られたと見ることが出来る。

家内工業、工場工業の行はるゝ國民經濟時代の一特色は市場生産なるに在る。

分化と合成、資本と規模の擴大は益々其の勢を加へ、十九世紀の後半よりは



企業の集中的傾向著しく企業聯合 *Trust*、企業合同 *Trust* の組織さへ續出して生産の協定、市場の獨占を圖るに至つた。

工場工業の出現に因つて工業労働者の地位が激變したことは顯著なる現象である。手工業時代の主従關係は變じて雇傭關係となつた。労働者の地位は家内仕事より手工業に至るに従ひ自由となつたが、手工業から家内工業に移るに及び束縛が加はつた、就中工場工業に於て最も甚しい。且企業家と労働者との懸隔著しくなり労働者が他日獨立して企業家となるが如きは殆んど期することが出来ない、假にありとするも其の機會が極めて尠い。生活の脅威、不安定を感じ、しかも失業に脅かされて寧日なきの風がある。茲に於て工業労働者問題を生じ労働者保護の方策即ち分配政策をも攻究し實施せざるべからざるに至つたのである。

工場工業が經濟及社會上に及ぼした主なる影響としては

- (一) 大規模、大量生産となつた、
- (二) 個人企業に代り團體企業盛となる、

## 工場工業の特色

- (三) 企業家、労働者間の主従關係變じて雇傭關係となる、
- (四) 職員なる中等階級の發生を見た  
等が擧げられる。

之を要するに工場工業の特色は(イ)純然たる營利經濟たること、(ロ)家庭經濟より全然分離した經營形態なること、(ハ)生産が工場に於て行はれること、(ニ)加工製造に従事する者は労働者なることである。



### 第三章 工業の種類

#### 一

文化の發展、科學及技術の進歩、欲望の多種化、需要の増加等に依り工業の分派は愈々細となり其の種類は多様となつた。

工業は技術上、經濟上の見地、標準に依り種々に分類することが出来る。工業政策研究上必要な抽象的分類を舉ぐれば次の如くである。

抽象的分類

(一) 經營形態に依り

手工業、家内工業、工場工業

手工業  
家内工業  
工場工業

此の區別は前章に於て述べたる如く發達の順序に於ても從業者間の社會的關係に就ても重大な意義を有するものである。

(二) 經營主體よりして

公工業、私工業

公工業とは國家又は公共團體が經營の主體たる工業を言ひ、從つて國營工

公工業  
國營工業  
公營工業  
個人工業  
團體工業

業と公營工業の二つに分たれる。

私工業とは經營の主體が私人又は私人團體なるを云ひ、因て個人工業、團體工業とに區分される。

(三) 規模を標準として

大工業、小工業

大經營、中經營、小經營

大工業  
小工業  
大經營、中經營、小經營

經營の規模に依り工業を大、小、或は大、中、小と區分するは固より相對的のもので其の標準任意的なるを免れないが、統計上一國工業の状態を概括的に知らむとする時、又それを以て工業政策の施行に資する時、實用上の必要がある。勿論大小を定むるに當り、從業者數に依るべきか、原動機の有無大小に依るべきか、資本額に依るべきか、或は生産額に依るべきか乃至は是等を綜合して決定すべきかが問題となる。然るに資本額、生産額は全部に亘つて正確に之を知ること容易でない、そこで從業者數又は原動機を標準として區分するを常とする。



獨逸に於ては従業員數に依り五人以下を小經營、六人以上五十人以下を中經營、五十一人以上を大經營とし、之に原動機の有無をも加味して尙細分してをる。

我國の工場統計にあつては従業員一日平均十人以上を使用するものを工場としてをる。

(四) 販路に基き

内國工業、輸出工業

前者は内國市場を對手とし、後者は外國輸出を主とする工業を云ふ。此區別は關稅政策上特に注意を必要とする。

輸出工業は内國工業より販路が廣い丈發達の可能性大にして貿易政策上留意すべきものであるが、外國市場のみを目標とするは危険多きを以て、相當内國市場に勢力を占め之を基礎として外國市場に進出するを常とする。

(五) 加工の程度に依り

半製品工業、全製品工業

内國工業  
輸出工業

半製品工業  
全製品工業

粗製品工業  
精製品工業

粗製品工業、精製品工業

半製品工業とは直ちに使用又は消費に供し得ざる財貨を製出するものを云ひ、全製品工業は直ちに使用又は消費し得る財貨を造るを云ふ。精製品とは本來特に品質優良なる物の意で粗製品と對立すべき言葉であるが、全製品と同じ意味に用ひられてることが多い。

半製品工業、全製品工業の區別は貿易政策、合同政策を研究する場合其の實益顯著である。

半製品工業は製鐵業、紡績業の如く其の製品の種類多岐に亘らず且産額巨大なるを以て一國工業の重心を爲すものである。之に反し全製品工業は需要者の要求に従ひ益々多岐に益々細分され、従つて其の規模比較的小ならざるを得ない。而して工業の遠大なる發達を期せむには粗製品より精製品に移り行くを必要とする。

(六) 消費の性質より見て

實用品工業、美術品工業、奢侈品工業

實用品工業  
美術品工業  
奢侈品工業



實用品工業とは一般日用品を製造する工業を云ひ、美術品工業とは日本の絹織物、陶磁器、漆器に關する工業の如く、美術的趣味を加味したる日用品を造るを云ふ。藝術家の製作する所謂美術品は美術品工業の中に入れない。又奢侈品とも區別する。何を指して奢侈品と云ふかは頗る不明確で、要するに相對的觀念であり程度の問題である。固より客觀的具體的の標準なく主觀的、個別的のものである。が併し一般購買力の平準に比して高價に失すと見るべき財貨が奢侈品だと云ひ得る。概言せば奢侈品工業とは少數者の需要する贅澤品製造業である。

美術品工業は奢侈品工業と異り一般民衆の需要に應ずるものなるを以て生産問題としても重要さを加へつゝあり且社會の圓滿なる發達に重大な關係をもつてをるから等閑に附することが出来ない。殊に我國に於ける斯業の發達と國民性とに鑑み此方面への留意と研究とを必要とする。(註)

右に關聯して代用品、模造品なる語がある。代用品とは低廉な原料を用ゐた場合、模造品とは形狀、外觀を模し造つた場合を云ふのである。

常時工業  
季節工業

(七) 加工及製造の時期よりして

常時工業、季節工業

常時工業は季節を問はず間斷なく行はるゝ工業であり、季節工業は季節に依り繁閑の別ある工業である。

季節工業に於ける繁閑の別は或は自然の制約に因り或は需要の性質に基いて起る。製糖業、酒造業の如きは前者に、印刷業、節句に用ふる雛、幟の製作等は後の理由に基因する。

季節工業は労働時間、失業問題と關聯あり、又資金の需要に多寡を生ずるよりして、労働政策並に金融政策上注意に値する。

以上工業に於ける六つの分類は同じものを異る見地、違つた標準で區分した丈のもので、是等諸項目は決して別個對立した工業では無く、そこに分類の交錯があることを注意せねばならぬ。例へば酒造業は大體 (一) 家内工業であり、(二) 中或は小の工業であり、(三) 内國工業であり、(四) 全製品乃至精製品工業であり、(五) 奢侈品工業であり、(六) 季節工業である如きを







化學工場

窯業

製紙業

漆器業

製革及毛皮精製業

發火物製造業

製油及製蠟業

製藥業

護謨製造業

化粧品製造業

石鹼及蠟燭製造業

染料、塗料、顏料製造業

糊料類の製造業

人造肥料製造業

陶磁器、硝子製品、セメント、煉瓦其  
他、洋紙、和紙、バルブ其他

燐寸、火藥、雷管、其他

礦物油、芳香油、脂肪油、蠟

醫藥、工業藥其他

護謨製品、エポナイト製品

香水、香油等

藍、樹脂等

膠、ゼラチン類

飲食物工場

雜業

釀造業

製糖業

煙草業

製茶業

精穀製粉業

ラムネ、氷、礦泉業

菓子製造業

罐詰、瓶詰業

畜產品製造業

水產品製造業

雜業

セルロイド及其の製品、アスファ  
ルト等

清酒、麥酒、葡萄酒、酢其他

果實水其他酒類以外の飲料

パン、菓子等

牛酪、乾酪等

魚介類の鹽藏、乾製等

豆腐、各種漬物等



雜工場

印刷製本業

紙製品業

壁紙、屏風其他

木竹蔓莖製品業

製材、箆筒、籠其他

皮革製品業

靴、馬具等

羽毛製品業

筆、刷毛等

蘭苳、麥稈及經木真田業

墨表、經木及麥稈真田其他

玉石、牙、骨、介、甲及角製品業

石材、寶玉細工等

雜業

醫療材料、製網、被服、帽子、木管類、防水布、鼻緒其他

特別工場

電氣業

瓦斯業

金屬精煉業

上記の大分類よりして工業を左の如く分類することが出来る。

- (1) 染織工業 Dyeing and Weaving Industry
- (2) 機械工業 Machine Industry
- (3) 化學工業 Chemical Industry
- (4) 飲食物工業 Food and Drinks Industry
- (5) 雜工業 Miscellaneous Industry
- (6) 特別工業 Special Industry



## 第四章 工業政策の指導原理

## 一

經濟政策の指導原理は移して以て工業政策の指導原理とすることが出来る。

工業政策の指導原理に大要四つある。マーカントリズム、自由主義、社會主義並に保護主義即ちそれである。(註)

マーカントリズム

(一) マーカントリズム Mercantilism

重商主義と譯されるも其の抱く思念は國家干渉主義乃至國力萬能主義である。ジャン・ボリダン Jean Bodin、ウィリアム・スタフォード William Stafford 等の學者が唱へたところで、十六世紀乃至十八世紀の交、王權の發達に伴ひ政治上、經濟上、國家統一の必要起り且金銀吸收を是事としたところから生じたものである。「國家は萬事を爲し得べく又爲さざるべからず Der Staat alles machen kann und machen soll」といふのがマーカントリズムの根本觀念である。

自由主義

(二) 自由主義 Liberalism

經濟的自由主義であつて産業自主の精神を其の基調とする。個人は個人の利益に最も通曉してをる。自由競争を重んずべく、國家は國防、保安、公益の三事業以外徒らに個人の行爲に干渉すべきでないと言張してをる。

主としてアダム・スミス Adam Smith 及其の一派の唱ふるところであるが、ミスは重農學派 Physiocrats の流を汲んでをるので、重農主義の「萬事國民の爲に爲すべし、されど萬事國民の力に依つて爲すべし Alles für das Volk, aber auch alles durch das Volk allein」といふ思想乃至フランソワ・ケネー François Quesnay の「自由にすべし、放任すべし、斯くして社會は進歩すべし Laissez faire et laissez Passer, le monde va de lui même」といふ自由放任主義 Laissez faire Principle の考方が自由主義の中に漂つてゐる。

社會主義

(三) 社會主義 Socialism

經濟上分配の不平等なる事實を認め、之に對して生産分配の方法を社會的に整理決定せむとするものである。其の實行方法に關して幾多の流派を生



じ廣狹諸種の意義内容を有して統一を見ないが、強いて其の共通性を求むれば私有財産制度を共有財産制度に改めんとするものである。即ち分配問題を主眼とした思念であると云ひ得る。

カール・マルクス Karl Marx を中心として學問的に發展したものであるが、諸流派の中、フレイベル Fröbel 等の唱へる國家社會主義 State Socialism. ヘルン シュタイン Bernstein の修正社會主義 Revisionism. ウェブ Webb の率ゆるフェビアン協會 Fabian Society 及英國勞働黨の以て綱領とする集産社會主義 Collectivism の如きは比較的穩和な説で可成現實的な分子も含んでをる如く考へられる。

保護主義

(四) 保護主義 Protectionism

國民經濟の立場を中心として保護政策を行はむとするものである。即ち人類の經濟生活は歴史的發達を爲すものであるから經濟政策は個人的でなく國民的でなければならぬとしてをる。米國のケリー Carey、獨逸の歴史學派乃至國民經濟主義派の唱ふところでフリードリッヒリスト、ロッシアー Roscher、シモラー Schmöller の如き其の頭目である。リストは養育稅論を主張して産

業保護は養育稅 Erziehungszölle の範圍を脱すべからずと爲し、而して其の唱ふる經濟發達の五階段の中、最初の三時期即ち漁獵時代、牧畜時代、農業時代までは自由主義、第四期の農工業時代は國內の幼稚な工業を保護する爲め保護主義を、第五期の農工商業時代にあつては再び自由主義を執れと説いてをる。

註、井上貞藏稿、日本の經濟政策と其の基調(日本經營學會編、經營學論集第三輯上載)

二

元來産業上の經濟制度は個人の自由を認むるか否かに依つて二つに分たれる。

(イ) 營業自由の制度 System der Gewerbefreiheit

(ロ) 營業自由を認めざる制度 System der Gewerbeunfreiheit

即ち是である。

營業自由の制度は産業の開始並に經營を個人の自由に任すを原則とする(註)もので、之に絶対的自由を認むるものと相對的自由を認むるものがある。

營業自由の制度



前者は單に重農學派の抽象的理論に止まるのみであつて現實には存在しない。普通營業自由の制度と稱せらるゝのは後者の相對的自由を認むるものを指す。即ち原則として個人の自由を認むる以上、假令公益上又は助長政策上一時個人の自由を制限する場合があつてもそれは營業自由の制度たるに妨げない。自由の反面には責任と平等觀がある、第三者の自由と利益とを害せざる範圍に於てのみ個人の自由は認められ得る、外形的に個人の自由を制限するが如くであつてもそれは結局個人の自由と利益とを保障するものであるからである。

營業自由を認めざる制度

營業自由を認めざる制度とは産業の開始並に經營に際し原則として個人の自由を認めざるものを云ふ。

マーカントリーズムに於ける廣汎なる特許制度、中世紀の營業的特權階級たる同職組合制度 Guildsystem, Zunftsystem の如きそれである。

社會主義の下に於ては大體私有財産制度を廢し共有財産制度を執り、産業は國營又は公營となり私人經營を認めない。従つて此場合個人は營業上の

自由を有しない譯である。

畢竟自由競争の可否と所有權制度如何といふことを標準として工業政策廣く云へば經濟政策の指導原理が區分決定せられるのである。

註・ Philippovich: Volkswirtschaftspolitik, I. s. 139.

### 三

上記の如く工業政策の指導原理にはマーカントリーズム、自由主義、社會主義、保護主義の四つがあるが、その何れを執るべきかは工業政策の研究を進むる上に於て又實施方策を定むる上に於て最も重大な前提要件である。

而して其の決定に當つては先づ第一に營業の自由を認むるか否かより出發せねばならぬ。従つて理論的には一般論として個人の自由を尊重するか否か又政策的に見て自由競争の可否に就き研究し論斷すべきである。

吾人の生活は社會と個人、團體と個體との關係に在る。社會は個人を構成分子とし、個人は社會の一組成分子としてのみ存在するものなるが故に其の關係は有機的で離すべからざるものである。全部は一部であり一部は全部

營業自由を認むるの可否



であるといふ有機的關係は當然に社會は個人であり個人は社會であるといふ論理を認容する。従つて社會の發展は個人の發展であり個人の發展は社會の發展であると云ひ得る。社會の發展は無爲にしてなるものではない、固より社會全體としての調和分子としての協調は必要だが、窮局するところ個體個人の自發力に俟たなければならぬ。而して個人の自發力を期待せむには個體それ自體、個人それ自身の機能を十分發揮すべく個性の尊重を認容することを要する。社會發展の前提として個人の自由を認むるは蓋し之が爲である。

次に自由競争の可否であるが「公平なる自由競争」は決して忌むべきでない。物に森羅萬象あり、人に千差萬別の個性が在る、そこに自然の妙、人生の味がある。此の個性の伸長發展こそ人類社會が獨白の發展をする所、そこに又他に優越せむとする心理が生れ、自由競争を容認するの理由が存在する。斯くして個人間の自由競争は認めるが併しそれは全體としての社會としての發展を企圖する見地からどこまでも「公平なる」といふ冠詞を附することを

忘れてはならぬ。弱肉強食の慘劇は決して個性を尊重するの所以でない、又社會發展に資する譯でなく否寧ろ阻害するからである。

以上個人の自由を認容し公平なる自由競争を可とする點から出發して營業の自由を認むる制度を良しとする者である。従つてマーカントリズムの如き國家干渉、國力萬能主義は之を排斥する。

生産平果分配  
手

第二に産業の二方面中生産に重きを置く可きか果又分配に重きを置く可きかの問題である。分配問題固より肝要で現時の如き經濟組織にあつては殊に然りである。併し豊富なる生産あればこそ満足なる分配を爲し得るなれ、分配のみ完全にすればとて豊富なる生産之に伴はざればそれは決して社會人生の圓滿な發達を來す所以でない。畢竟分配問題それ自身の中に生産問題の解決を前提として含んでをる。而して生産を旺盛ならしめむには個人の奮起心活動力に俟たねばならず、人皆聖人に非る限り其源泉を經濟行為の動念たる利己心に求めねばならぬ。此の意味に於て私有財産制度は是認される。所有權を社會國家に歸屬せしめて共有財産制度とし凡てを公企



業とする社會主義は理想論として一應尤であるが、それは結局著しい生産の後退を現出し社會發展の目的に大いに反しはすまいか。従つて所有權制度を變改し分配論のみに重きを置いて生産論を多く省みない社會主義は其の理論の中に若干の眞理あるにもせよ、結局角を矯めて牛を殺すものではなからうか、俄かに替する能はざるところである。

## 四

上述の如く營業自由の制度を可とし生産論に重きを置くを良しとするの點よりして經濟政策乃至工業政策の指導原理中私は自由主義の立場を執る。マーカントリズムに賛せず社會主義に反對する點に於ては自由主義、保護主義其の軌を一にするが固より相離るゝ距離が違ふ。自由主義は産業自主の精神に立脚し保護主義は國家の保護を前提とす、其處に主義の相違がある。人は個性を尊重され個人の自由を認められたる時に光を放つ、人格は其所から來る。他より保護を受け干渉を受けるとは到底日を同じうして論ずべきでない。又保護主義的政策殊に強度の保護關稅は物價騰貴を促して國內の

自由主義を原則とす

消費者を苦しめるので社會政策上憂慮すべきものである。固より原則たる自由主義から保護の方面に向ひ、保護主義の原則から自由の方向に近づけば、具體的政策其ものゝ一致する場合が實際上往々在り得る。が併し私は主義其ものとして個性の尊重、個人的人格、個人の自由、營業の自由を認むる自由主義を執つて以て原則とする者である。而して保護主義の以て牙城とする國民經濟の立場は近代の經濟組織に於て最も中樞を占めるものであるから、勿論其點には多大の注意を拂ふべきであらうと惟ふ。

而して私の所謂自由主義は言ふまでも無く絶對的自由に非ずして相對的自由である、しかも社會の通念に基き時代に相應する相對的自由である。其の目指すところは經濟政策の最高目的たる倫理的の自我實現にある。(註)此點に於て重農學派の自由放任主義、アダム・スミス一派の所謂自由主義と異る、一步否數歩を進めた新自由主義である。

註 Philipovich: Der Entwicklung der wirtschaftspolitischen Ideen im 19. Jahrh.

新自由主義



## 第五章 工業政策の意義並に本務

工業政策 *Industriepolitik, Industrial Policy, Politique d'industrie* とは直接工業に関する工業政策を云ふ。

因て (1) 工業政策は經濟政策である。

(2) 工業政策は直接工業に関する政策である。

經濟政策 *Volkswirtschaftspolitik, Economic Policy* とは國民經濟の發達を圖るが爲に國家及公共團體が行ふ一切の方策を云ふのである。

經濟政策の目的は國民經濟の發達を圖るに在る。國民經濟の發達を圖るとは財貨の供給を完全にし、社會一般の利益を増進することに外ならない。従つて經濟政策の任務は第一に生産の増加を圖るに在る。而して生産の増加は資本、勞働の増加、技術的教育の普及並に生産能力を促進する諸般の施設に俟たねばならぬ。各人の經濟的活動を盛にし、財貨を豊富ならしめて物

經濟政策の目的

質的幸福を増進させ、惹いて精神的文化の發展を期すべきである。

第二に社會一般の利益を増進させなければならない。各人の先天的後天的能力を其儘にしてをいたならば強者は弱者を壓倒して財貨の分配は著しく不平等になる。これは決して國民經濟の健全なる發達とは云へない。そこで生産の増加と分配の公正を必要とする。

因て經濟政策は生産増加の方策と分配公正の方策との二方面を有してをると云ふことが出来る。

經濟政策の主體

次に經濟政策の主體は國家及公共團體である。

經濟政策の主體に關して三つの學說がある、國家のみに限るもの(註一)、國家並に公共團體となすもの(註二)、及私人をも包含するもの(註三)である。(註三)

併し私は經濟政策の本質からして國家及公共團體を其の主體となす者である。

何となれば國民經濟の發達を圖るのが經濟政策の目的であるから時に個人の意味利益に反する行爲、設備、制度を豫期しなければならぬ。従つて強



制権の存在を必要とする。而して斯かる強制権は統治権の主體たる國家並に統治権の一部を行ふ公共團體のみが之を有してをるからである。學者に依つては經濟政策の主體を國家のみに限る者があるが、之を經濟論から見ても公共團體就中都市なるものが經濟上、行政上重要な地位を占め且年と共に其の重要さを増しつゝある今日、經濟政策の主體として公共團體を加ふるは蓋し妥當であると信ずる。

經濟政策は理論經濟學と異り應用且實際的でなければならぬ。従つて經濟現象の性質よりして（イ）農業政策、（ロ）工業政策、（ハ）商業政策、（ニ）社會政策、（ホ）交通政策、（ヘ）植民政策等に類別し研究するを常とする。以上述ぶるところに依り工業政策は經濟政策の一部門に屬し、従つて其の目的も亦國民經濟の發達を圖るに在り、是が爲に生産増加の方策即ち生産政策と分配公正の方策即ち分配政策の二方面より研究するの必要なるを見る。而して其の主體は國家及公共團體である。

しかも工業政策は直接工業に關する經濟政策のみを指す。間接に工業に

經濟政策の區分

工業政策の定義

影響すべき政策をも包含するとせば極めて茫漠たるものとなつて了ひ捕捉するに由ない。因て工業に就ての關接的政策事象は之を農業政策、商業政策等他部門の研究するところに委ね、工業政策に於ては唯直接的政策事象のみを取扱ふのである。

之を要するに工業政策は國民經濟の發達を圖るが爲に國家及公共團體が行ふ直接工業に關する方策である。

註一、 神戸正雄、經濟大辭書第二卷八六三頁「經濟政策」の項。

註二、 Grunzel: Industriepolitik, s. 5.

松崎壽、工業政策、一—一九頁

註三、 Philippovich: Grundriss der Politischen Oekonomie, II Bd. s. 8—11.

## 二

工業政策の限

前述の如く工業政策は經濟政策の一部であり、工業的發展に依り、國民經濟の發達を圖ることを目標としてをる。従つて自己目的ではなく國民經濟の發達を圖るといふ目的に適合する限りに於てのみ是認され得べきものである。既に工業政策が商業政策、農業政策等と並立して經濟政策の一部を形成



してゐる以上、工業は他の凡ての産業と同じく決して独自の発展をのみ要求する資格を有しない。一國に於ける經濟政策の全體から見て、工業よりも他の産業の發達を先にすべきものなるときは、當然それに譲るべく、時に工業の發展を犠牲にすることもあり得るのである。要は全體としての經濟政策、一部としての工業政策なる關係、他種産業と均衡調和を保つべき同位互助の關係を常に考へ、假令工業政策のみを専攻する者と雖も決して工業のみを目標とせず、廣く凡ての産業、國民經濟の發展なる大所に着眼せねばならぬことに在る。(註) 是れ恰も經濟政策研究者が國家政策の大きな見地を忘るべからざると同様である。

註、河津運、經濟政策綱要、一四頁

## 三

工業政策は前に述べたる如く生産政策と分配政策の二方面から之を研究し其の方策を樹て、實行に移すべきである。固より工業政策に於ては第一に生産の増加、生産費の低減、品質の向上等生産方面に重きを置かなければな

工業政策の任務

工業相互間の諸關係

らないのであるが、又一面分配の公正が社會の健全なる發展と關聯してをることに鑑み分配方面をも充分考慮することを要する。

而して工業政策の任務としては大様左記重要諸項に對する攻究と解決を擧げることが出来る。

## (一) 工業相互間の諸關係

一國の國民經濟上に於ける工業なるもの、地位を明かにし、諸種工業の中にあつても最も生産條件の備はつた工業の發達を圖るべきは勿論、假令不利な條件のもの、雖も時に之を起さざるべからざる場合の在ることを惟ふべく、又例へば半製品工業と全製品工業、内國工業と輸出工業等工業相互間の利害調和を圖らねばならぬ。

## (二) 工業の助長獎勵

工業の發展を企圖せむには勢それが助長獎勵を策し、以て量的に質的に向上せしむることを考ふべきである。勿論それは國民經濟の健全なる發達といふ限界内に於てのみ認めらるべきで、無益有害な助長獎勵は極力排除せね

工業の助長獎勵



大企業、小企業間の問題

ばならぬ。

## (3) 大企業、小企業間の問題

近時大企業勃興し小企業乃至中企業は動もすればそれに壓倒されむとする傾向がある。固より自然の推移には如何とも出来ないものであるが、小企業には小企業としての存在の餘地、分野が在る限り、又斯かる經濟上の急激なる變化が資本及技能の損失並に失業問題を齎すといふ點に思を及ぼし、中小企業者問題に相當の注意を拂ふべきである。

## (4) 企業者と労働者との利害調和

近世科學の進歩は機械並に技術の上に一大革命を起し、經濟的には産業革命となつて現れ、工業社會に於て企業者、労働者なる階級の對立を歴然と見るに至つた。兩階級の利害必ずしも一致しない、時に衝突を來し一國經濟上に多大の影響を及ぼすことがある。企業者と労働者との利害調和對策亦工業政策上重要任務たるを失はぬ。

## 四

工業政策の内容

相對的自由を基調とする自由主義、私の奉ずる新自由主義の工業政策は一面個人をして自由に且充分に能力を發揮せしむると共に、他面其の自由行動に因つて生ずべき弊害を豫防、矯正、除去せむとするに在る。

即ち積極的に工業を誘導獎勵する積極的工業政策と、消極的に弊害を防止せむとする消極的工業政策の二つに大別することが出来る。(註)

積極的工業政策

## (1) 生産分配を合理化する爲の工業企業組織

## (2) 生産技術の發達を促さんが爲の工業教育的施設

## (3) 發明、改良を保護獎勵する工業所有權制度

## (4) 資金の供給を便ならしむる工業金融機關

## (5) 獎勵金、補助金、保護關稅等に依る工業の助長獎勵策

次に消極的工業政策は一般經濟的、警察的、或は社會政策的見地から來るもので左記各項が其の主要なものである。

## (1) 工業の開始及經營に關し一般經濟的及警察的立場よりする禁止制限

消極的工業政策



- (2) 小工業保護策
- (3) 企業聯合及企業合同取締策
- (4) 不正競争取締策
- (5) 經營權分配策
- (6) 勞働者保護法
- (7) 勞働保險
- (8) 失業救済
- (9) 勞働組合

註、戸田海市、工業經濟論、四五二—四五四頁  
 關、一、工業政策、二〇六—二一二頁  
 田中、貢、工業政策、九八—一〇一頁

## 第六章 工業政策の歴史的展開

工業政策の三  
時代

工業政策の指導原理にマーカントリズム、自由主義、社會主義並に保護主義が在ること既に述べたる如くであるが、其の實施は是等の原理に基き或は唯實際的に無意識に中世時代から各國に行はれ來つて今日に及んだ。其の史的展開を見るに一般經濟政策が中世の都市經濟政策から近世の國民經濟政策に變移したに伴ひ工業政策も都市を中心とする制度から國家を本位とする施設に變つてをる。而して之を時期的に分け大要都市領主監督時代、國家干涉時代、工業自由の時代なる順序で發展したと言ふことが出来る。手工業、都市經濟時代に工業同職組合が榮え、家内工業、工場工業の發達時期に國家干涉行はれ、現今の工場工業時代に工業自由が徹底した。國營、公營の工場が出現し、保護政策が盛に行はれたことも見逃すべからざる事象である。以下順を追ふて其の史的發展を略述するであらう。



## 第一節 都市領主監督時代

同職組合

中世紀の封建時代、諸侯領主、寺院殊に自由都市の監督下に手工業が発達した。都市經濟時代、手工業時代に於ける經濟制度の特色は同職組合に在る。

同職組合に商業同職組合 Merchant Guild と工業同職組合 Craft Guild とがある。初め商業同職組合が十一世紀頃に起り十三世紀に工業同職組合がそれより獨立し、共に十四、五世紀に隆盛を極め其後も永く生命を保つた(註)。我國に於ける株或座が丁度ギルドに當るもので鎌倉時代既に存在し、足利時代以後發達した。權座、榭座の如き工人の座が正にクラフト、ギルドである。支那にあつては古來中央の勢力弱く到底地方に及ばなかつたので會所、公所の如き商業同職組合と並んで工業同職組合が勃興した、獨逸、伊太利と共にギルドの最も發展した國と云へる。

註 James Stephenson: The Principles of Commercial History.  
井上貞藏、大森英治郎共譯、商業史論、一八〇—一八二頁

ギルドの諸政  
策

## 二

クラフト、ギルドは手工業者の共存共營を目的とし、しかも消費者に良品を廉價に供給せんとして組織された地方的機關である。其の屬する都市領主の監督を受け、或は微力な領主に代り、自治的に工業政策的施設を行つた。

手工業者自身の身分を規律し成文不文の規約に依つて徒弟、職人、親方なる階級の權限が判然と區別され、徒弟となるにも例へば其の都市に生れた者で屠殺者、旅藝人に屬せざる者といふ様な資格制限があつた。徒弟の勞働見習年限、職人となる時の試験、職人となつた時の組合への納金、職人祝、數ヶ年の遍歴修行、親方たる時の試験、儀式、獨立手工業者たる組合員の權能等に關し嚴重な規定が設けられてゐた。(註)

ギルドは自治權を認められ物品の製造販賣に關し獨占權を有し時に近郊にまで其の勢力が及んだ。原料の買入、生産方法、生産額、販賣價格、勞働時間等に就き又技藝の上進、粗製濫造の防止、良品提供、同業者間の競争回避等に關しても協定した。而して之に違反する者は組合から嚴重な制裁を受けたので



ある。

註、Conrad Hesse: Volkswirtschaftspolitik.

玉井茂、井上貞藏共譯、國民經濟政策、一一一—一一八頁

井上貞藏稿、商工従業員制度の研究(經濟集志第二卷第一號)參照

三

併し都市領主殊に都市は吏員をして相當監督をした。即ち良品を廉價に供給すべき義務を負はせ、賣捌所及検査員制度を設け、食料品に關して公定相場を定め、又年々一定期間市を開いて其間組合の特權を止め、他市の手工業者又は商人が販賣し得るの權利を認め、以て特權の濫用を防止した。

概して中世の都市領主の經濟政策は領民の必需品は自領で生産し、しかも公然且直接に取引せしむるといふところに其の本領が在つた。而して都市領主自らも保護助長に依る工業繁榮策を講じたが、大體クラフト、ギルドの自治に委せ大綱について監督したのであつて、是れ私が都市領主監督時代と唱ふる所以である。(註)

都市領主の監督

ギルドの衰頹

註、私の茲に言ふ都市領主監督時代を他の學者は同職組合自治時代、同業組合政策時代等としてをる。

關、一、工業政策、一四六—一六一頁

戸川海市、工業經濟論、四三〇—四四一頁

四

政治、宗教、社會上の親睦團體として殊に工業政策代行の經濟的自治團體として充分な機能を發揮し実績を擧げたギルドにも衰頹は免れなかつた。即ち此の認容された階級の特權を濫用する者漸く多くなり、徒弟の人員を制限し、年期を延長し、無理な試験を課し、多額の費用を要する披露宴を張らしめ、以て組合員の増加を防ぎ又寡婦の營業繼承權を認むる等幾多不合理な事實が現れ、其の結果親方階級對職人階級並に組合員間の紛争が絶えなくなつた。又中央集權確立して國家の權力強大となり都市經濟は國民經濟へ、手工業は家内工業、工場工業へと移り、都市經濟政策は擴延して國民經濟政策となつた。此の内部的、外部的の二原因よりしてギルド時代、都市領主監督時代は去つてマーカーンテリズム時代、國家干涉時代となるに至つた。



## 第二節 國家干涉時代

## 一

ギルドの階級的特權制度に代つてマーカンティリズムが起つたのであるが、マーカンティリズム政策の本領とするところは貨幣を唯一の富とし従つて貨物の輸出を奨励し、貨物の輸入を制限し以て貿易差額を自國に利して貨幣を吸収せむとするものである。固より經濟學の理論よりして貨幣のみが富でなく又貿易差額は國際貸借差額の一部であつて決して全部でないところに學理上の謬見はあるが、しかも猶十六世紀乃至十八世紀に各國を通じて行はれた主義政策である。

而して其の方法としては(1)内國精製品の輸出奨励、(2)外國精製品の輸入防遏、(3)内國粗製品の輸出制限、(4)外國粗製品の輸入自由を目標とした。従つて奨励には輸出保護金、航海奨励金、戻税等を與へ、又通商條約、植民地の獨占到依つて貿易殊に輸出の振興を圖り、制限には輸入關稅を課し

マーカンティ  
リズムの本領

又は輸入禁止を行つたのである。(註)

マーカンティリズムの中心思想は國家干涉に在る。因て國內工業の發達を圖るためギルドを抑壓して其の専横を防ぐと共に助長奨励を是事とし、國力萬能主義を極端に發揮した。殊に英佛の二國に盛で、徒弟令 Statute of Apprentices 其他に依りギルドの監督を嚴にし、特許制度 System der obrigkeitlichen Koncessionierung を設けて凡てを律し、官營工場、特權工場を興して工業の進歩を圖つた。が併し是等には國王の專制が正當であるといふことと王室の收入財源にするといふ考が常にはいつてゐた。

註 James Stephenson: The Principles of Commercial History.

井上貞藏、大森英治郎共譯、商業史論、二三一—二三五頁

## 二

ギルドの特權濫用を抑ゆるため、特許を得た者は組合員に非るも自由に工業を營むを得としたるが如き又特許會社 Chartered Company を設けたるが如き特許制度の主なものである。ロシアが「同職組合制度は等族政治組織に、營

特許制度



コルベア

業自由の制度は立憲政治組織に、特許制度は専制國家に特有なものである」と言つてゐるのは蓋し至言と云はねばならぬ。(註一) 佛蘭西の美術品工業奢侈品工業、英國の毛織物業は主として特許制度に促されて發達したものである。マーカンテリズムの商工業保護政策は英國に於てもクロムウェル Cromwel 等に依つて行はれたが、佛蘭西にあつて最も著しく殊に宰相コルベア Colbert に至つて最高潮に達した。コルベアはルイ十四世の下に於て一、六六一年より一、六八三年に至る間國家干渉政策を徹底的に實行し國力萬能主義を遺憾なく發揮した、これマーカンテリズムを一にコルベリズム Colbertism と稱する所以である。

佛蘭西の美術品工業、奢侈品工業は初め、國王の特許を得た手工業者 Lettres Royales de maîtres、宮廷御用の手工業者 Les maîtres suivant la Cour、ルーヴルの工業者 Artisans du Louvre (註二) を起源として王室の保護誘掖の下に發達したが王室の収入増加にも利せられ弊害も多かつた。

王室は又王立工場 Manufacture Royale を設立して大工業の發達を企圖した。

王立工場

王立工場はゴブラン les Goblins、石鹼 La Savonnerie 等の官營工場のみを指すのでなく、獨占権を有する工場、特許に依り設立された工場をも含むので、就中特許工場が一番多かつた。而して王立工場は既に補助金の下附、免稅資金の貸與、獨占權許可、創立者への表彰等に依つて誘導されてゐたが、コルベアに至り極力之が發達を圖つた。即ち是等の工場に莫大なる金額を下附或は貸與し、職工傭入に關する特權を與へ、工場には王室の紋章を附せしめ、工場員を一般裁判權の外に置いて唯監督官の命に服することとし、或は免稅にする等幾多の特典を與へた。

コルベアは又織物業に關する工場規定を初め百五十の法令を發布し、絹織物、レース、敷物、硝子等の製造をも獎勵した。是等の規定に因り設備、原料、製法、品質、形狀、大小等極めて微細な點まで定め、製品検査所、工場検査官を設け以て粗製濫造を防止した。其の干渉度を過ぎて苛酷の非難があつたがコルベアは之を意とせずして斷行した。斯くしてコルベアは企業心の作興、海外の技術家招聘、輸出獎勵金、保護關稅等をも併せ行ひ、新工業の移入、國內工業の普及、



大工業の發達に貢獻するところ多かつた。併しコルベアの專政的、苛急的、細線のな政策施設は得失相半ばすと云はんよりは寧ろ弊害多くして、コルベアの死後間も無く破綻を現出するに至つた。

註一、 Roscher-Siedel: System, III, s. 870.

註二、 Levasseur: Histoire des Classes ouvrières, II.

### 三

以上の如くマーカンテリズムはギルドの弊害を除去し、特許制度、王立工場  
の設置、資本の供給、輸出奨励、價格の制限、物價の低減、勞働時間の延長、幼年勞働  
者の使用無制限に因る工場能率の増進等幾多の工業奨励策を施して相當の  
効果を納めた。併しこれ固より同職組合なる單一的、地方的な特權に代ふる  
に多數的、全國的な特權を以てしたもので、國家干涉、國力萬能の弊害と不満は  
隨所に現れた。過度の保護は人民の依頼心を生ぜしめ、適材をして適所に就  
かしめず、特權者の腐敗を招き、且家内工業、工場工業が發明改良に促されて益  
益大規模、大經營となり、企業心勃興するに至つては生産者間の競争は公衆の

マーカンテ  
リズムの衰頹

利益を期せずして保護すべしと考へられ、國家の干涉劃一的な法規制限は不  
要不利となり、茲に反動的な自由主義が現出するに至つたのである。

### 第三節 工業自由の時代

#### 一

マーカンテリズムは同職組合制度が營業自由の制度に移る過程として地  
方的特許を全國的特許に纏め以て國民經濟の基礎石を作つたところに其功  
績が在る。國民經濟成立し、産業革命に伴ふ企業組織の急變に促されて國民  
の自覺を生じたことは、重農學派の自由放任主義、スミス一派の自由主義思想  
と相俟つてマーカンテリズムを倒し營業自由の制度を出現するに至つた。

營業の自由とは狹義に於ける産業の自由であつて、契約の自由、移轉の自由、  
財産の自由、相續の自由、既得權の保護が含まれてゐる(註)。而して工業自由は  
開始の自由と經營の自由の二つを含む。

工業開始の自由とは男女、年齢、身分、宗教の如何を問はず、自由に工業を營ま



しむるを云ふ。又工業經營の自由とは場所の選定、規模、生産方法、労働者の傭入、職工數、賃銀、販賣方法、販賣價格を任意に決定し得るを云ふのである。

註 Sombart: Der moderne Kapitalismus, II. s. 28.

## 二

## 英國

英國に於ても初めはマーカンティリズム的に國王の専制行はれ、王室の收入財源をも目的として特許制度を執り、産業保護の政策を行つてゐたが、佛蘭西の如く過激なものではなかつた。其特許制度も一、六二三年には特許法(Statute of Monopolies)の通過に依つて國王の手より去り、工業自由への端緒は夙に開けてをり且産業革命も早く行はれたので自由制度への轉換に際し佛蘭西の如く大きな苦難を嘗めず、極めて圓滑に、しかも事實上他國に先んじて移り實施されることを得た。これ英國が工業上他國を凌いで大發展をした主たる原因である。法制上に現れたのはずっと後のことで、一、八一四年に徒弟令を廢し、一、八三五年市條例を以て市民に非ずとも工業を自由に營むことを得とした。畢竟資本本位制度下の企業家の要求に基いて工業の自由が出現し

## 佛蘭西

たもので、ランカシアの工業家が十九世紀上半大規模生産に伴ふ販路擴張の見地から自由貿易運動を起したるが如き其間の消息を語るものである。

佛蘭西では大革命頃より産業革命に入り宰相チュルゴール Turgot 大いに自由放任主義を振り翳して、一、七七五年煩些な工場規定を廢止し、翌一、七七六年には組合廢止令を出して内外人共に自由に工業を營むことが出来、唯其の開始に際し姓名、住所、職業を警察に届け出れば足るとした。此の組合廢止令に基きチュルゴールは巴里の組合を廢し財産を處分したが非常なる反對に遭つて辭職した。其後間も無く此の法令の撤回を見たが巴里の組合は復活せず、一、七八九年の大革命で事實上廢れ、一、七九一年の法律を以て組合制度は法制上も全く廢止されて、極端な個人自由の概念の上に工業自由の制度が樹立された。獨逸にあつてもプロイセンは一、八一〇年及一、八一一年の勅令に依り工業自由の制度となり世界の諸國も皆之に倣つて工業自由の國となつた。今歐州の主な國々に於て法制上工業自由を認めたる年代を擧ぐれば次の如くである。

## 其他の國



フランス	一、七八九（九一）年
ベルギー	一、七九五
プロイセン	一、八一〇（一一）
イギリス	一、八一四（三五）
オランダ	一、八一九（三四）
オーストリア、ハンガリー	一、八五九
イタリー	一、八六四（二、八七八）

## 三

元來アダムスミスの自由主義は自然法と天賦の自由を根本の思想とし自由放任の政策と並んで國際間の自由貿易政策を執り、國富の源泉は勞力に在りとするところから工業に重きを置いた。而して其の唱ふる自由貿易論は一時歐洲を風靡したが之を永く實行したのは英國丈で外に現在オランダとベルギーがある位のものである。併し此の政策に伴ふ資本及財貨の國際的移動、内外人の往來、移轉、營業の自由等は工業の發達に著しい貢獻をした。

## 第四節 公工業並に保護政策

## 一

右述べたるが如く自由主義は各人の個性を充分に發展せしめ、加ふるに私有財産制度と自由競争なる刺戟は凡ての人を驅つて産業界に奮起せしめ、近世經濟上に偉大な進歩を招來した。併し極端な自由放任主義、個人主義の社會組織にあつては人々稍もすれば物質的利得のみに着眼して社會永遠の福利を忘れ、自由競争は次第に激しくなり、優勝劣敗は年と共に其度を増し、殊に産業革命の結果は大企業勃興し、資本金發生して資本本位の制度即ち資本主義 Capitalism, Capitalism の勢盛となり、一方には労働者の數著しく増加し其間に弱肉強食の世態を出現せんとするに至つた。茲に於て有産階級 Bourgeois 對無産階級 Proletariat の争は次第に激烈となり労働問題、社會問題を生じ社會主義が擡頭して來た。「産業の自由はさながら太陽の如く、其與ふる温度は田畑に成長する一切の植物即ち小麥をも雜草をも一樣に成長せしむるものだ」



としたロツシヤアの言は實に當つてをる。(註)

註 Roscher-Stieda: System, III. s. 877.

## 二

公工業の出現

社會主義の極端論は勿論今に於て顧られないが、國家社會主義修正社會主義、集産社會主義あたりの工業の國營乃至公營は可成注目さるゝに至つた。即ち生産資本中公益に關するもの及獨占的の性質を有するものの經營權を社會に歸屬せしめて公工業とするもので所謂産業の社會化 Sozialisierung である。最近に於ける奧太利共和國の製藥工業、製靴工業、共和獨逸の石炭、加里、電氣、鐵經濟の規律は正にそれに屬する。(註) 勞農露西亞の工業國營は餘りに極端であつたので行詰りを來し今では公私共同經營になつてをる。

註 井上貞藏著、「一經濟學徒の斷草」上載論文「經濟學的立場より見たる獨逸新憲法」三九—四三頁

## 三

工業保護政策の流行

自由主義に反する今一つの運動は保護主義の形に於て諸政策に現れた。

即ち國民經濟本位の立場に於て殊に國際的には自由貿易論に對し保護貿易論なる旗幟の下に優勢となつた。獨逸に於ける後年のビスマルク Bismarck、佛蘭西のチエール Thier、米國のマッキンレイ McKinley の如き其の實行者で國としては現在獨逸と米國が代表的のものであり、世界諸國の大部分が保護關稅、獎勵金、補助金、戻稅等の實施に依つて國內工業の保護發達を圖つてをる。

## 四

併し國際間に於ける極端な保護貿易の實施は徒らに關稅戰爭を惹き起し其の極鎖國の状態に戻るを保し難い。現に世界大戰直後歐州の諸小國は國內産業殊に工業の發達と收入財源に資するの目的とを以て高度の關稅障壁を設けて互に争つた。斯くては國際間の調和を紊し經濟上も互に損失を蒙る所以なるを以て、最近國際經濟會議を中心として自由通商運動が起り自由主義への復歸が諸國に叫ばるゝに至つた。

自由主義への復歸運動



## 第七章 日本の工業並に經營形態の發展

## 一

古代の工的生產部

我が國古代に於ける主な産業は農業であつたが、弓矢を作り、土器を製し、革をなめし、木石を以て簡単な器具を作る等の加工生産行爲即ち工（たくみ）は既に神代から行はれてをつた。當時工的生產に従事した者は部と稱する團體で仕事世襲制度下の半自由民である。例へば武器の製造に弓削部、矢作部、織物に綾部、服部、錦部（錦織部）、金工に金作部、鍛冶部、石工に石作部、祭具裝飾に玉作部、建築家具に工部、色染に赤染部、土器に陶部等があつた。（註一）

朝鮮支那の影

神功皇后以後朝鮮、支那との交通、歸化人の入來に依つて我國工業の發達に甚大な影響を與へた。殊に織物、皮革、土器に於て然りて、養蠶並に絹織物の移入、高麗式熟皮の法、染革の法、土器製造に於ける新羅百濟の法の如き其の著しいものである。

大化改新以後

大化の改新以後部民の大部分は良民、一部は雜戶、他の一部分は奴隸となつ

佛教傳來の影

たが、工藝に従事する者は主として半自由民たる雜戶、及不自由民たる奴隸であつた。宮廷には織部司、鍛冶司、漆部司、其の他の官司あり、附屬仕事工場があつて雜戶が製作に従事した。

欽明天皇の佛教傳來が社會經濟上に及ぼした影響は頗る大なるものであるが、殊に工業に於て然りて、從來の質朴簡素な様式は一變して宏壯華麗となり、大佛の鑄造、瓦葺きの高樓、精巧な佛像彫刻に絶大の技能を發揮し、裝飾材料は曲玉、管玉より金銀に變り、蒔繪、染物等にも幾多の變改進歩があつた。延喜年間、絹布を産する國三十六ヶ國に及び、布其他特産物を以て調即ち一種の租税を出した。當時堅牢な紙も製出され我國の扇子は刀劍、蒔繪と共に支那に於て珍重された。

家内仕事の時代

要するに王朝時代は宮廷、貴族、寺院、地方の豪家等が多く、の奴隸を有し一つの大家族として自給自足を營んだ所謂自給經濟時代に當るので、工的生產も宮廷、貴族、寺院等のそれで貴族的、宗教的關係から起つたことからして普通工業品よりは寧ろ美術工藝品が主で又従つて多く都會に集中してをつた。之



を工業の經營形態から見れば正に家内仕事の時代に屬する。(註二)

註一、太田氏、日本古代氏族制度、九六頁以下

註二、福田徳三著、坂西山藏譯、日本經濟史論、一三頁  
本庄榮治郎、日本社會經濟史、五三頁

## 二

## 手工業の時代

平安朝の時代に於て既に獨立商工業者の萌芽を發し、鎌倉南北朝時代に職業的新階級として漸く地歩を占め、工的生産は國民化し實際化して都會のみならず地方にも興り、室町時代に至つて堺、兵庫、山口、小田原、大阪の如き商工都市漸く盛んとなつた。斯くて自給生産より注文生産へ、家内仕事より手工業へと移つた。農業の外に工業、商業なる産業獨立して工匠階級、商人階級出現し西洋のギルドに等しい同職組合の制度即ち座が發達するに至つた。(註一)

鎌倉時代には刀劍甲冑を初めとし、鎌倉彫、蒔繪、瀬戸の陶器等が顯はれ、宋との交通で工藝品に影響を蒙るところ多かつた。室町時代即ち東山時代に美術工藝の復興を見て金閣寺、銀閣寺の建立あり、高蒔繪の發達、茶の湯の流行に

## 分權的封建制度時代の工業

## 問屋

因り陶器の進歩を招いた。足利の末期にはポルトガル人、スペイン人來航して天鵝絨 *Velludo*、縮珍 *Setim*、更紗 *Saraca*、莫臥爾 *Mogul* 等の織物類、陶器、革類の輸入あり日本の工藝技術に影響を及ぼした。當時常陸紬、上野綿、信濃布、尾張八丈、加賀絹、能登釜、河内鍋、備前刀、伊豫簾等が諸國産物の主なるものであつた。堺の如き内外の一大商業地としてのみならず堺塗、春慶塗、其他織物、鐵砲類の産地として傑出し、新商工都市として榮えたが、之に伴つて問屋なるものの發生を見たことも注意に値する事象である。問屋なる語はもと津屋(又は邸屋)に起り鎌倉時代問丸と云ひ、足利時代に至つて問屋と稱したのである。(註二)

註一、本庄榮治郎、日本經濟史概説、二二四頁

佐野 學、日本經濟史概論、一三七頁

註二、福田徳三著、坂西山藏譯、日本經濟史論、一六七頁

## 三

## 徳川時代の工業

集權的封建制度たる徳川時代は永く平和であつたので奢侈品、美術品の需要を著しく増し、諸藩に於ける藩營工業、家中工業、並に一般の國產獎勵策と相



俟つて工藝の發達を見た。京都は古くより美術都市として冠たるもので、各方面の工藝家は技能を練るため皆此處に來集したが、江戸も慶長、元和の頃名工を招聘してから漸く認められ、後江戸趣味なるもの興つて元祿時分其の美術工藝は全盛を極めた。

これより先桃山時代に刀劍、建築、陶器等の秀でた工藝家があつたが、慶長、元和の頃京都、江戸、加賀の三ヶ所に分散し、豊臣系工藝家の移住した加賀では加賀象眼、加賀蒔繪を興した。

經營形態よりする工業組織としては、前期より發展して家内工業が興り盛んとなるの事象を見た。手工業も以前の賃仕事より進んで代金仕事の主となつて來た。家内工業の組織にあつて問屋制度が發達し農民の副業的生産品を買ひ集め一定利潤を得て之を市場に賣り出す方式となり、西陣に於ける如く購買法、手問賃法共に用ひられ、勞働方法の上に於て獨占的工業組織たる手工業を壓迫し、徳川の中頃より其の傾向殊に甚しくなつた。(註)當時未だ機械の使用は行はれなかつたが、器具の利用は非常に進み資本的經營も現れ注

家内工業の時

問屋制度

文生産のみならず商品生産も大いに興るに至つた。

同業者の團結機關たる株仲間制度の行はれたことも著しい現象と云はねばならぬ。

註、佐野 學、日本經濟史概論、一八三頁、一九四頁  
本庄榮治郎、日本社會經濟史、三八〇頁

## 四

明治維新の改革に依つて諸制度皆一變した。經濟産業の方面に於ても固より大變革を見たのである。工業にあつては明治維新以後歐米の新技术新組織を急速に移入し、新式の工場工業興り又會社經營に依るものが勃興するに及んで産業革命の端が開け凡てが變改した。(註一)

新式な歐米流の工場工業が簇生すると同時に従來の手工業、家内工業にして工場工業に移つたものも相當ある。併し中には藩營工業の如く其の保護者を失ひ、しかも大維新、風俗制度の激變に伴ふ需要の減少からして失業し、又は特技を普通品に應用して僅かに難局を切り抜けた者もある。甲冑鍛冶が

工場工業の時



工場工業の發達

鐵器鑄造を、劍具彫刻家が煙草入の金具を作つたるが如きそれである。(註二)  
 斯くて外國貿易の盛となるにつれ染織工業、機械及機具工業、化學工業、飲食  
 物工業、雜工業、特別工業の各方面に幾多の企業起り、日清、日露並に世界大戰の  
 好影響や反動來を経て今日に至つた。明治二十年に工場數八百八十餘、職工  
 數六萬三千人なりしもの大正十四年には工場數四萬九千餘、職工數百八十萬  
 八千餘人となるに至つた。以て工場工業が如何に急速に發達したかを知る  
 に足りる。畢竟明治の中頃以後大正、昭和の世は工場工業時代であると云ふ  
 ことが出来る。而して最近は一般的に見て内國工業より輸出工業に、又粗製  
 品よりも精製品を造るべき時代に移つてをる。石油業、電力業、銅工業、セメン  
 ト工業、人造肥料製造業、製紙業、紡績業、製糸業、製糖業等に企業の集中統制が行  
 はれ、カルテル、ツラストの新企業組織さへ一般化せむとするの情勢となつた  
 のである。(註三)

註一、猪谷善一、日本資本主義、七頁以下

高橋龜吉、明治大正産業發達史、二四頁以下

註二、本庄榮治郎、日本經濟史概説、二二〇頁

註三、小島精一、日本金融資本論、第一章 一—四六頁

## 五

結論

上述の如く我が國の工業は美術工藝品を中心に發達して普通品工業へと  
 推移し又歐州のそれと同じく家内仕事に起源して手工業、家内工業の段階を  
 經て工場工業に發展してをる。即ち自給經濟なる氏族制度の時代、郡縣制度  
 の時代、莊園制度の時代は家内仕事、都市經濟となつた分權的封建制度の時代  
 に手工業、都市經濟と國民經濟の中間なる集權的封建制度の時代には家内工  
 業、國民經濟の完成した明治以後の國家統制の社會に於て工場工業が盛にな  
 つたと云ふことが出来る。



## 第八章 日本工業政策の變遷

## 第一節 都市領主監督時代

都市と城主

我國に於ては中世分權的封權制度の時代地方領主の勢力大にして自治都市の發生を見なかつた。城主が必要な武器等の製作を欲するところから出發して手工業者城下に集り來つて都市の形態を成し、領主の保護監督下に同業者の團體を作つて工業に従事した。

工人の座

商人の團體は初め式と呼び後座と改めたが、手工業者の團體も亦座と唱へその設置には將軍の認許を要し、それに獨占權が附與され商業上の座外の商賣即「脇賣」「振賣」が禁止されたと同じく、工業上の座外の製作も嚴禁され其對價として諸役の負擔をしたのである。

座の發生

座の萌芽と見るべき事實は既に平安朝時代にある(註二)が、鎌倉時代に判然

諸種の座

と現はれ來り鎌倉に於ける手工業者の團體約三十を以て算へ、又奈良の春日神社、東大寺、興福寺には專屬の木工、檜皮工があつて其の仕事に關する特權を有してゐた。職業の安泰を期する爲に社寺の保護の下に存立してゐたものもある。祇園社に屬した綿座、北野神社を本所とする酒麴座の如きそれで、本所に對し幾分の義務を負担したが專賣權をもち利得するところ大で次第に地位を作つた。宮廷を本所と仰いだ供御人、神社を本所とする供御人も同様なもので、前者の禁裡供御人は之を菓子供御人、生魚供御人、烏供御人、燈籠供御人等と分け又住地よりして六角供御人、粟津供御人、今宮供御人などと云つた。室町の混亂時代には權力者を本所とする座が一層多くなつた。小田原の鑄物師は特許營業であり、武州熊谷の一商人は領主北條氏の許しを得て木綿賣買の特權を得てゐた。

座發生の原因

座の成立した原因は二方面に分けることが出来る。一つは領主の利益で共同擔保團體たること及納稅單位たることであり、他は手工業者の利益で組合員の享くる獨占の利益である。而して日本の座と歐州のギルドとの差異



は座が宗教的意味を有せず又政治上の意味も無くして市政を握るに至らなかつたことである。(註二)

之を要するに日本の中世都市經濟時代、御城下なる都市に集つた手工業は座なる同職組合を組織し、領主の監督を受けて獨占的工業に従事した、是れ都市領主監督時代と云ふ所以である。

註一、銅直勇、座の意義及びその發生(經濟集志、第一卷第三號)

本庄榮治郎、日本社會經濟史、二一一頁

註二、福田德三著、坂西由藏譯、日本經濟史論、一七〇—一七二頁

## 二

## 徳川時代の座

徳川時代に至つても、櫛座、權座、米座等あり。大工、桶屋、石屋、鍛冶屋、建具師等各々組合を作り殊に江戸、大阪、京都等の大都市にあつては仲間なる制度と變つた。仲間は家内工業に伴ふ問屋制度の發達に促されて出來たもので大體座の經濟的職分と五人組の社會的職分を繼承したものと云へる。(註一)これに二つあり官許を得たものを株仲間或は御免株といひ、然らざるを仲間又は

## 仲間(株)

願株と唱へた。仲間は人員を制限し、申合せに依り販賣條件等を定め、年行事、月行事、年寄、取締等を置いて統制を行つた。(註二) 仲間規約には諸多の事項列擧されてをり仲間一統記名調印するを例とし、時々會所に寄合をして相談する。新しく其の職を営まんとする者は肝煎から鑑札を貰ふことを要し、新加入者は加入金若くは祝儀を納めることとなつてゐる。無鑑札で營業する者に對しては官に訴へて之を禁ぜしめる、脱走したる徒弟は他にて傭ひ入れない、殊に堺の「煙草、庖丁、鍛冶仲間」の如きは極めて嚴格で生産高の制限、仕事場の擴張禁止まで行つたのである。

## 座の特色

座或は仲間は歐洲のギルドと同じく(イ)獨占的利益を受けること、(ロ)支配者に對し組合として一定の給付義務を負ふこと、(ハ)親方、職人、徒弟なる階級制度を有せしこと、(ニ)粗製濫造を防ぎ顧客の奪ひ合を禁じたること等の特色を有してをる。而して集權的封建制度、警察國家たる徳川幕府は是等組合に對し法規をも出して保護干渉を加へた。即ち時に貨銀を公定し、天災後と雖も値上げを禁じたりした。株仲間は明和、安永、天明の頃多く出來、文化十



年に江戸に六十八、天保四年大阪に九十八の仲間を算ふるに至つた。(註三) 畢竟封建制度が途中集権的になり乍らも永くしかも近くまで續いた丈それと組合の制度も永存したのである。

註一、福田徳藏著、坂西由藏譯、日本經濟史論、二四三頁

註二、瀧川政次郎、日本法制史、五七九頁

註三、柴 證太郎、經濟大辭書、八一五頁

## 第二節 國家干涉時代

### 一

足利の頃より既に諸國物産があつたが徳川時代に至つては諸藩が競ふて産物を出す状態となり土佐紙、長濱縮緬、輪島漆、阿波の藍、關東、奥羽の織物等有名であつた。それには幕府、藩主の保護獎勵策與つて大いに力があるので、何れも國産を發達せしめて財源とし以て財政を豊かにするか或は窮局を脱せんとするのが主な動機となつてをる。實行者としては徳川吉宗、米澤の上杉治憲、備前の池田光政、土佐の山内忠豊等著名である。當時國産會所の設置、資金

國産と幕府、藩主の保護獎勵策

の貸與、製品検査等も行はれ、姫路藩の國産會所が木綿製造家に對し又大聖寺藩が山中漆製作者に資金を貸與し、近江麻、瀬戸の磁器に品質検査が行はれた如きそれである。

### 藩營工業

諸藩は又藩營工業を營んだ。主として陶磁器で藩邸用、贈答用を主眼としたが時に拂ひ下げた。島津家の堅野窯、尾州家の閑谷窯、井伊家の湖東窯等で王朝時代の宮廷乃至貴族の工的生産と等しく工業全般よりせば重大ではないが民業を刺戟し又は後民業に移したところに効果があつた。

### 家中工業

次に武士及家族の生活を助くる爲め、諸藩が家中工業を起したことも注意すべき現象で(註一)白河侯が絹縮緬を、熊本侯が絹織を獎勵したるが如き、又羽州の米澤織、甲州の郡内織の如き有名なもので後民間一般の工業となつたものが尠くない。

### 國家干涉政策

斯く警察國家なる徳川幕府並にそれに附隨する諸藩が座或は株仲間の制度に於て又幾多の積極的保護政策、藩營工業、家中工業等で工業上に國家的干涉を試みたことは歐洲のそれに似てをる。しかも其の跡を繼承した明治維



新政府も亦歐洲の文化施設、ヨーロッパ工業の移入に當つて可成極端な國家干涉政策を行つたのである。即ちマーカントライリズム政策に外ならぬ。(註二)

註一、 瀧本誠一、日本經濟史、二二三頁

註二、 福田徳三著、坂西山藏譯、日本經濟史論、二〇八—二〇九頁

## 二

洋式工業の移入

西洋式工藝の影響であるが徳川時代の初期に得たゴブラン織が綾錦の起源となり、支倉常長が羅馬から持ち歸つた織物から金華山織が起つた。併し鎖國の爲め歐洲工業の發達を見るに至らず漸く幕府の中葉以後注意を惹くに至つた。將軍吉宗蘭書の禁を緩くしてより蘭式を採用する者出で、鍋島藩は製鐵法を研究して反射爐を造つて大砲を鑄造し、島津藩は製煉所を設けて陶器、砂糖、藥品等を分析研究し、電信を設け石炭瓦斯を作り又紡績所を設置した。水戸藩石川島に造船所を開き、幕府も亦横須賀村に船渠を、横濱本村に製鐵所を起した。斯く佐賀、鹿兒島の二藩先驅となり水戸藩、幕府等之に續いて洋式工業が輸入された。

模範官營工場

明治維新となり諸政一新するや大久保利通初め當時の先覺者が歐米に模して我が國新産業の發達を圖る爲め富國強兵をモットーとしマーカントライズムの經濟政策を盛に行つて産業の指導誘掖を是事とした。(註一) 明治五年頃までは極端な國家干涉を其の後稍緩かな助長政策に轉じた。之を工業に就いて見るに明治元年蠶卵紙生糸改所を麴町吳服橋内に設けて製品検査を行ひ、佛人ブリュナを聘して明治五年郡馬縣下の富岡製糸場を開き以て各府縣より傳習生を募り模範官營工場とし機械生糸の普及を圖つた。(註二) 西南の役頃までの間に於て群馬縣新町の府糸紡績所、深川の攝綿篤製造所、品川の硝子製造所、千住の製絨所等の官營工場建設され、續いて愛知縣、廣島縣下の紡績所も興り、又活字製造所、女工傳習所、石鹼、鐵葉、陶磁器、塗物などの試験場も開設された。

諸種の保護干涉政策

大久保利通

輸入機械の拂ひ下げ、歐米の博覽會參加、勸業貸下金、勸業諮問會、含密局の設置、工學寮職工學校の新設等幾多の保護干涉が實行された。(註三) 是れ恰かも佛蘭西のコーペア時代にも比すべきもので、大久保利通は正に其の代表者で



ある。(註四)

以上述べたる如く徳川時代の警察國家殊に吉宗以後の積極的保護干涉降つて明治維新當時の模範官營工場を中心としての干涉助長は假令若干の差異あるにもせよ、歐州の國家干涉時代に於けるそれに該當し、工業自由の制度に進む過程として發生存在したと見るべきである。

註一、猪谷善一、明治維新經濟史、一四五—一四八頁

井上貞藏稿、日本の經濟政策とその基調(日本經營學會編、經營學論集第三輯、一七三—一七四頁)

註二、井上貞藏稿、富岡製糸場を觀るの記(法律春秋誌上載)

註三、澁澤榮一撰、明治商工史、二五三—二五六頁

横井時冬、日本工業史、一三五—一四七頁

註四、圓谷弘、我國資本家階級の發達と資本主義的精神、一二一—一二八頁

猪谷善一、明治維新經濟史、一五三—一五八頁

### 第三節 工業自由の時代

一

徳川時代の職業的特權階級たる仲間は、幾多の制限、規約に依つて獨占權を

水野忠邦の仲間廢止令

握り幕末天保の頃には多數に上つて專横の向あり弊害も多く其の上物價が著しく騰貴したので、水野忠邦は天保十二年株仲間を廢して組合、仲間、問屋等の名稱使用を禁じ、冥加金の上納を止めしめ、随意に營業を爲し得ることとした。是れ恰かもチュルゴアの組合廢止令に等しいもので、營業の自由に基き自由競争に依つて物價の低落を圖らんとしたものであるが、商法紊れて貨物は澁滞し物價も下らなかつたので阿部正弘之に代り嘉永四年仲間を再興せしめた。(註)併し此の時より仲間員の制限は止められ冥加金の上納も停止された。これ工業自由制度の萌芽であつて以て明治維新に及んだのである。

註、本庄榮治郎、日本社會經濟史、三八九頁

二

明治維新に際し經濟上の自由が或は法制の上に或は事實に於て認められた。交易の自由に因り鎖國の方針は開國の國是に變り、四民平等の聲は士農工商の階級を打破し、移轉及住居の自由、私有財産權の確認並に尊重は營業の自由に隨伴して産業方面に新生面を開いた。

工業自由の制度となる



營業の自由を認むる變改としては明治元年五月商法司の布達「商法大意」の中に於て座、株、問屋其の他の獨占權を解放し賣價の自由を認めたことである。明治四年七月の廢藩置縣で專賣の任に當つた各藩の國產會所が無くなり、同年十二月の布告で士族が農、工、商業に就くを許し、同五年八月の大藏省達で百姓に職業の自由を與へたるが如き皆營業自由の原則に基き國民凡て己れの欲する職業に従事し得る權能を賦與されたものである。(註一)

明治元年大阪の商人の中で仲間組合を再興し政府の保護を得んことを願ひ出た者があつたが、それに對し大阪府廳は五年四月左の如き達を發した。是れ明かに營業の自由を宣明したものである。

「……依然從來の舊習を襲ひ私に仲間を結び株式同様戸數を限り甚敷は株を賣買し偶々同業を營むことを肯んするときは加入金或は仲間振舞杯唱へ無謂許多の出財致させ候儀有之趣言語同斷の所業以外の事に候元來人各々營生の爲め銘々の力次第適意の業を働くには法度に觸れる歟或は取締筋に關はる業務の外は官府と雖も無故して之を拒むの理あるものにあらず

……他人の己と同業を開くことを妨げ仲間連結して物價を騰貴せしむるに至る……開化文明の今日有問敷筋に付自今諸仲間と唱へ候類は總て解放申付……是迄仲間承知の上なくては開業成らざる業體も己後は勝手に相營み不苦候精々手廣に廉直を旨とし世上の爲め諸物を融通せしむる心得可爲肝要候事……」(註二)

勿論居住及移轉の自由、財産の自由等が完全に法制上の明文に現れたのは明治二十二年の憲法發布以後であるが、營業自由工業自由の實體は前述の如く既に明治維新から行はれてをる。是れ明治以後を工業自由の時代と云ふ所以である。

註一、高橋龜吉、日本資本主義發達史、五八一—六九頁

註二、大阪府編、大阪府誌、第一編  
關 一、工業政策、一九六—一九七頁

#### 第四節 保護政策の實行と自由主義運動

—



以上の歴史的展開に見る如く日本の工業政策は大體歐洲のそれと同じく都市領主監督時代、國家干渉時代、工業自由の時代なる發達階段に従つて變遷してをる。而して明治以後の工業は之を經營形態よりすれば家内工業、工場工業、政策的見地よりすれば國家干渉より工業自由の時代へと經過し來り、凡ゆる部に於て偉大な進歩發達を示してをる。

而して其の所謂工業自由は國內の國民相互の關係に於ては充分之を認め得るのであるが、併し又國際的見地からしての保護貿易論に基き工業保護政策が行はれてをるの事實を看過す譯にゆかぬ。(註一)

明治維新より西南の役位までの間に於て模範官營工場が簇生したことは前述した通りで、要するに當時は富國強兵、産業開發をモットーとして封建的なマーカントリズム的な模範工場政策に出たのである。

然るに明治十三年十一月に於ける官營工場拂下方針の決定と、十四年四月の農商務省の創設から轉じて民間事業を主としての保護助長策になつた。其の間幾多の自由主義論者もあつたが政府の行ふ政策の多くは獎勵金、助成

國內的工業自由

保護助長策の實施

保護主義の流れ

金の授與補助金の支給乃至配當補給、租税の輕減又は免除等のそれであつた。條約改正に由り明治四十四年から實施された双務的協定税に基き自主的關稅に依つて國內工業の保護を尙厚くするに至つた。それには根據として軍事的立場からの産業保護論や對外發展熱に基き輸出貿易保護論もあれば又關稅自主權速用よりする保護關稅政策論もあつた。(註二)

明治初年のマーカントリズム的政策より助長政策、保護關稅政策へと變移し、國家干渉主義より保護主義へと移つた。明治、大正、昭和の時代そこに一貫した實行としての保護主義、保護貿易論の大きな流れがあることは否むべからざる事實である。

註一、井上貞藏稿、日本の經濟政策と其基調、日本經營學會編、經營學論集、第三輯上載  
註二、高橋龜吉、日本資本主義發達史、八五頁

二

而して此の保護主義、保護政策に利益と弊害の伴つたことも想像するに難くない、現在に於ては利益よりも寧ろ弊害の方多く現れ是が匡正の爲め局面

保護主義の弊害露出



自由主義の擡頭  
自由通商協會  
の運動

打開を叫ぶ論者が漸く多くなり、殊に最近國際經濟會議の影響をも受けて自由主義的思潮の高唱されつゝあるのを見る。(註一) 昭和三年一月創立された日本自由通商協會の如きは有力な實業家及學者を中心とする實行的運動機關で其の趣意書には「過去六十年間に於ける我が國の進歩は史上稀有の事實にして世界の驚異とする所なり、然れどもこの進歩は最初政府の指導誘掖に因ること多くその餘風今日に及びて國民一般に自主獨立の精神に缺けたる所あるは蔽ふべからず、實業界に於ても常に政府の保護救済に依頼すること多く特に關稅其他の保護的政策は近年に至りて益々濫用せらるゝの傾向あり、而かも我が國の形勢は國內の貧弱なる天然資源を以て自給自足の計をなすに適せず、世界の形勢も亦漸く通商自由の方向を取らんとす。これ將に國策の一大轉回を要するの時なり、依て茲に自由通商協會を設立して時弊を矯正し、發展の基礎を定め、且つ諸外國の同種團體と協力して世界の平和と諸國民の共存共榮に寄與せんことを期す」とあり、而して其の目的として(一)我國實業界に自主獨立の精神を振興し、經濟政策の保護的傾向を阻止し通商の自

由を促進する、(二)現行關稅以上の關稅を課せざること、現行關稅は調査の上輕減すること、産業補助金は將來發達の見込充分なるものゝ外これを設けざること等の點につき具體的主張をなす、の二項目を擧げてをる。(註二) 此の自由通商協會の主張並に運動は日本工業政策の現在を知り將來を卜するに當つて留意すべき可成重要な事象と見ねばならぬ。

註一、上田貞次郎、新自由主義と自由通商、一—九二頁、三六九—三七七頁  
註二、日本自由通商協會聯盟創立趣意書



## 第二篇 積極的工業政策

### 第一章 産業合理化政策

#### 一

積極的工業政策の要諦

工業の誘導獎勵を圖る積極的工業政策の第一眼目は生産の増加に在る。生産増加の方策は畢竟積極的工業政策の樞軸を爲すものと云はねばならぬ。而して之を私經濟學的經營學的立場より觀察せば廉價大量に、しかも品質優良なる工業品を製造供給することが生産政策の目的に合致するのである。従つて之を分つて廉價大量生産と良品生産の二方面より考察することが出来る。

(一) 廉價大量生産、品質同等なれば價格低廉なるものが當然に他を壓倒する、しからずとも品質に於て大差なくば廉價なる貨物の生産者が勝利を占むるものたることを普通とする。これ製造工業家が出來得る限り生産費を

減じ以て市場に廉價供給を爲すべく努力する所以である。

而して此廉價生産は大量生産と極めて緊密なる關係を有する。工業にあつては生産費漸減の法則 Law of Diminishing Cost 即ち報酬漸増の法則 Law of Increasing Returns 行はれ、大規模生産、大量生産なる程生産費を減ずべく、従つて工業品は生産費を増加せずして生産額を増加することが出來、又發明發見等の結果生産費の減少を來すので、其價格必然的に最小生産費に近づいて次第に下落する傾向をもつてをるからである。(註一)

又工業經營に於ける組織は規模の大小より離れ普遍的に見て個別生産と大量生産とに分けることが出来る。

個別生産 Einzel-fabrikation; Special order type の經營に於ては注文を待つて生産するのを常とし、従つて各製品が特別の指圖に従つて製造せられるから、それ自體一個の單位を形成する。

大量生産 Massen-fabrikation; Flow repetitive type の經營にあつては注文を待たずして多量の製品が一定の型式 Type に於て繼續的に且仕入品として生産され



る。大量生産の前提としては製品に或程度の單純化 Simplification が行はれると同時に經營を持続するに足る丈の分量が必要されることを要する。

而して一般に大量生産は製品の種類比較的尠く製造方法、組織、機械其他の設備、労働者の作業等を單純化し労働及設備の利用を合理的に行ひ得るので生産費の低下を招來する。これ工業經營に於て出来る丈個別生産より大量生産に進展せむとする努力が拂はれる所以である。(註二)

斯く工業品に於ては一般に大量に生産する程廉價になり得るを以て廉價大量生産と一括して論ずるの寧ろ適當なるを見る。

尤も生産力の乏しい手工業或は家内工業にあつては少量乍ら廉價生産を營む場合がある、特に後進國に於ては生活程度が低く従つて低廉なる賃銀で労働者を使用するので少量生産なるに拘らず、先進國よりも廉價な製品を提供するのを普通とする。

併し現代の如き國民經濟時代、更に進んで世界經濟時代に至らむとする時に當つては一國工業の目標とする販路は國內及國外の市場であつて小規模

少量生産では到底國際經濟戰場裡の優者たることを得ない。因て工業の發展を策せむには大規模、大量生産を本體として以て廉價供給を企圖すべきである。

(二) 良品生産、茲に良品とは價格に比較して或は他の生産者の製造した貨物に比して品質優良なる工業をいふ。同一市場に於て同一價格ならば優良品が勝を占むること云ふまでも無いことで、良品生産も亦生産政策の重大目標たるを失はぬ。而して一國の工業は粗製品より漸次精製品の製造に移るを常態とするものである。即ち先進國にあつては工業の技術進歩し資本豊富で利子も安く且國內に多くの高級品需要者を有するのを普通とするので精製品工業の起立維持に適する、之に反し後進國に於ては大抵工業技術進まず資本缺乏で利子高く、國內の需要者も多く低級品を求めるので粗製品工業の範圍を脱しないのが常である。

註一、山崎覺次郎、經濟原論、四四—四五頁、一二八—一三〇頁  
註二、増地庸治郎、經營要論、一〇八—一〇九頁



産業合理化の  
意義

## 二

上記の如く良品を廉價大量に生産して市場に供給し以て有利な地位を占めることが一國工業政策の主たる目標であるが、此積極的工業政策を律する概念を私は合理化に求める。

産業合理化 Rationalisierung: Rationalisation とは合理主義 Rationalismus の原則に基き技術及組織の改善に依つて經濟能率を増進せしむることをいふ。(註一) 而して其目的は財貨の低廉化、増加、改良に依り國民の福利を向上するにある。一九二七年ジュネーブに開かれた國際經濟會議に於て其工業部で合理化問題を取扱ひ「合理化とは勞力及材料の最小浪費に止めんがため技術上及組織上企圖さるゝ手段を意味する。而してそれは勞働の科學的組織、材料及製品の標準化、生産行程の單純化、運送及市場組織の改良を含んでをる。……………」 rationalisation, by which we understand the methods of technique and of organisation designed to secure the minimum waste of either effort or material. It includes the scientific organisation of labour, standardisation both of material and of products, simplification of processes and improvements in the system of transport and marketing.」(註二) と説明してをるのも此意

義に外ならない。

斯くの如く産業合理化は技術及組織の改善に依つて經濟能率を増進せしむることをいふのであつて此定義は獨逸の全國工業組合同盟並に勞働組合同盟が共に執るところである。

技術的合理化 Technische Rationalität 即ち技術的改善に基く勞働生産性の増加、組織の變改に依る勞働強度の増加、標準化に依つての勞働過程の短縮化する三つの要素を基礎的手段として「一個當りの經費を減少せしむる」ことが合理化なのである。

而して産業合理化を實際に適用するに當つては

(イ) 個々の經營及生産過程の合理化

(ロ) 國民經濟的生產過程全體の合理化

なる二つの場合に區別して考へねばならぬ。前者は經營學的見地、後者は經濟政策的見地に立つのであるが後者の經濟政策的工業政策的立場にあつても猶個々の經營及生産過程が容易に進展し得るやう圖るべきである。



斯くて前者の私經濟的經營學的立場よりせば産業合理化の目的は當然に「利潤の増殖」<sup>註三</sup>であり「金を儲ける」<sup>註四</sup>ことに外ならぬ。従つて此立場よりすれば獨逸の經濟化管理局が定義的に合理化の目的として財貨の低廉化増加改良に依り國民の福利を向上するといふことを擧げてをるのは稍不穩當に考へられる。併し「一個當りの經費を減少せしむる」ことそれ自身が合理化であつて「利潤の増殖」乃至「金を儲ける」ことが合理化ではない、勿論一個當りの經費を減少せしむれば利潤の増殖、金を儲けるの機會は多くなるのであるが、利潤の増加は畢竟産業合理化の派生的結果であつて決して合理化そのものではない。若し利潤の増殖を合理化とするならば或は又合理化の窮極目的とするならば營利を念とせざる公企業に産業合理化はあり得ない譯で甚不合理なものとなる。産業合理化の窮極目的が利潤の増殖であるとしたのは合理化が主として資本家的意圖に出で且其運動が資本家的運動として現れたところから來るのである。従つて獨占等に依る利潤の引上げの如きは本來合理化には屬しないと云ふ労働者側の意見は首肯せられ得る。要す

るに個人的經營學的見地からして「一個當りの經費を減少せしむる」といふ産業の合理化が假令利潤の増殖を出發點とし金を儲けることを第一義として行はるゝとしても合理化實行の結果財貨の低廉化増加改良に依り國民の福利を向上することになればそれは國民經濟的、經濟政策的の目的に全然合致することとなる。

經濟政策の目的が國民經濟の健全なる發達を圖るといふことにある以上、一國の工業政策を立脚點として經營者にも労働者にも將又消費者にも満足を得るやうな産業合理化の實行が望ましいのである。

註一、 Die deutsche Rationalisierung und das Reichskuratorium für wirtschaftlichkeit. R.K.W. Veröffentlichungen. No. 4. s. 11—13, 33.

Sombart: Das Wirtschaftsleben in Zeitalter des Hochkapitalismus; Bd. II. S. 390.

向井鹿松、經濟の合理化と經濟生活の機械化(經營經濟研究第一冊、二頁) 有澤廣己、ドイツに於ける合理化問題序論(社會科學四、三)

小島精一、産業合理化、八頁

註二、 Final Report of the International Economic Conference, Industry, III. Rationalisation.

註三、 小島精一、産業合理化、一〇頁

註四、 内田嘉吉、産業の合理化、(經營學論集第三輯、二九六頁)



## 三

米國に於ける  
合理化の發展

産業合理化なる語は獨逸に於て大戰後經濟界の大動搖安定以後極めて最近使はるゝに至つた新用語であるが、合理化の實際は既に米國に於て十九世紀の末葉からテローラ Frederick Winslow Taylor (一八五六——一九一五年)の首唱にかゝる科學的管理法 Scientific Management を中心として行はれてをり、一九二〇年米國工業聯合協會 Federated American Engineering Societies がフーヴァー等主唱の下に官民協働の浪費驅逐 (Elimination of Waste) 運動を起し六大工業即ち製服業、印刷業、建築工業、纖維工業、製靴工業、金屬工業に就き詳細な調査をするに至つて有力なものとなつた。

翌一九二一年公表された調査報告に依れば其目的は米國産業に於ける機構の不完全即投機と生産過剰を誘致する現今の産業組織、労働者の移動、勞資の反目、燃料及動力供給の中斷、財貨の需給及生産事情の季節的變動、商品規格の不統一、生産工程並に素材取扱等より來る幾多の無駄浪費を省くにある。

浪費發生の原因は生産力の低下、生産力の阻斷、意識的生產制限、生産力の喪

失なる四項であるとし尙次の如く細別してをる。

- (一) 生産力の低下
- (1) 素材を管理する場合の手落ち
  - (2) 設計書の管理調成に關する缺點
  - (3) 生産高を調節する上の過誤
  - (4) 原價計算方法の不完全なるため
  - (5) 調査研究を等閑にせるため
  - (6) 労働者操縦統御の不鍛練
  - (7) 職工技術の幼稚なるため
  - (8) 販賣政策の誤れるため

(二) 生産力の阻斷

- (1) 従業員を連續的に作業せしめ得ないため
- (2) 素材の運用が拙劣なるため
- (3) 工場並に機械設備の運轉を休止させたため



## (三) 意識的生産制限

(1) 工場所有者及管理者が行ふ生産制限

(2) 従業員側より生ぜる生産制限

## (四) 生産力の喪失

(1) 健康不良

(2) 視力不充分並に齒痛による障害

(3) 工場の事故棒事

而して調査の結果除き得べき無駄の割合は製服業六四%、印刷業五八%、建築工業五三%、繊維工業四九%、製靴工業四一%、金屬工業二九%、で米國産業平均四九%であるとし、是等の原因に基く浪費の中五〇%は經營指導者側、二五%は労働者側、残りは他の外部的原因によつて發生すると報告してをる。此浪費驅逐運動は商務省の決した左記十一項の方針を規準として組織的に實行せられたのである。(註)

一、鐵道輸送に絡はる無駄征伐、適當な設備及一層良好なる方法を利用す

る積極的のものたるべきこと

二、バラ積み大量貨物の輸送を經濟的にするため内地河川の交通連絡に

一大改良を加へること

三、全國電化を實行して燃料、動力及労働の大節約を行ふこと

四、經濟循環の齎す景氣不景氣によつて季節的に發生する失業を緩和すべく、其適當なる手段方法を講ずること

五、政府の統計事務に改善を加へて、生産、販賣、在庫品、物價等に關する統計を内外に亘つて蒐集し、商業上の危険を除き且無駄多き投機的の見込賣買を抑制すべき資料と爲すこと

六、建築工事、採炭業其他の事業には繁閑の季節があつて労働者の需要供給に著しい變化を與へるが、それを成るべく軽減すること

七、商品の格付け、大小形狀の標準を定めて、製造及販賣に付き纏ふ無駄を征伐すること、同時に又製造仕様書貨物運搬の送り狀、倉庫證券等を一定の様式に改めること



獨逸に於ける  
合理化の發展

八、労働の節約と一層進んだ製造販賣方法を發見するため、工業經濟の科學的調査研究機關を發達せしむること

九、農産物の荷捌きに附隨する無駄を減ずる目的で、共同販賣法を實行し、同時に農産物揚卸所の設備を改良すること

十、訴訟沙汰による無駄を省く爲に、商業仲裁制度を發達せしむること

十一、勞資協調によつて雙方の争から生ずる無駄を征伐すること

獨逸に於ては一九一八年の産業經濟委員會なる政府の機關に次いで國立經濟化管理局 Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit なる産業合理化の中心機關設けられ一九二五年以來顯著なる運動を起し現に一九二六年、一九二七年の兩年度に亘り三百二十萬マ-クを支出して誘導獎勵した位である。國立經濟管理局の内部組織は三部門に分れ「經濟的仕上委員會」は技術と手續を、「引渡條件委員會」は材料設備を、「經濟的管理委員會」は經營方法と助成材料に關し留意監督するのである。

其他産業合理化に關する機關は可成あるが、獨逸規格委員會、合理的經營研

米國及獨逸に  
於ける合理化  
實行の效果

究所、都市及農家主婦協會委員會、廢物及屑物利用獎勵署等がそれである。

註、小島精一、産業合理化、二—五頁、

産業合理化の運動並に實行が主として米國及び獨逸に行はれたこと前述の如くであるが、今其效果に就いて最も發展の著しい米國の自動車工業に關しての統計數字を示せば左の如くである。

	全生産	一人一時當生産力	全原動力	一人一時當原動力
一九一四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九一九年	三五三	一四一	二七〇	一〇八
一九二五年	九八八	三一〇	四八五	一五二

又米國に於ける全工業の綜合的生産力の進展に就き述べむに、一八九九年を一〇〇とすれば一九一四年の生産力指數は一〇八・五、一九一九年は大戰の影響で下つて一〇四・五となつたが一九二一年以後躍進して一九二二年には一二八・五となり一九二七年には一五〇に達した。(註二)



次に獨逸に於ける合理化實行の效果を見るに一労働者當りの一日の作業率一九二五年の一〇〇に對し一九二七年末の指數は銑鐵生産に於て一四〇、粗鋼生産に於て一三七に増加してをる。(註二)

註一、Presidents Conference Committee, Recent Economic Changes in the U.S. Vol. II, p. 149, 455.  
 註二、Varga: Die Wirtschaft der Niedergangsperiode des Kapitalismus nach der Stabilisierung, ss. 187-188.

小島精一、産業合理化、一三三—一四頁

國內的及國際的合理化運動

斯くの如く米國並に獨逸に於て産業合理化實行の結果工業生産上劃期的な發展を示してをるのであるが今や合理化運動は世界各國を通じ國民經濟的國內的全國的運動として波及しつつある。我國に於ても最近産業合理化乃至産業統制論が強く主張されてをるのを見る。

而して産業合理化は單に國內的國民的運動たるに止まらず躍進して國際的運動にまで展開し、國際經濟會議の工業部會に於ても合理化に關し諸種の意見を聞はし其の國際的實現を圖つた。

即ち「國際經濟會議は合理化及び科學的管理法の利益を認めて其普及を望

む、生産原價及價格の低下及市場擴大の利益を認むると同時に一時労働者に不利益な結果を招來することも看過することが出来ない、勿論労働者と雖も一面消費者として生産組織改善の利益に均霑するであらうが暫くは失業を脅かされるので此點に就ては企業組合、商工業職員、技師に於て充分注意を要する」となし左の如く決議した。

「會議は生産及配給の合理的組織が生産増加、労働状態の改善、生産原價低下の一主要手段なりと考へ次記各項を目標とすべきものとする、

- (1) 最小の勞力を以て最大の労働能率を擧げる
  - (2) 型、意匠、製品の種類を減じて標準化する
  - (3) 原料及勞力の無駄を省く
  - (4) 財貨の配給を單純にする
  - (5) 配給に關して不必要な運送、過重負擔及無用な仲介者を除く
- 斯くすることに因つて

(イ) 社會一般に生活の安定と向上を圖り得る



- (ロ) 消費者に一般需要に適した廉價品を給し得る
- (ハ) 生産者諸階級に對し多くして確實な報酬を平均に與へ得る」
- 而して經濟會議は各國政府、公共團體、商工業機關、其他一般に向つて、合理化及科學的管理法の研究調査、諸産業に於ける大小企業者並に家庭への普及、労働者への均霑及好遇配慮、國際的標準化の設定、合理化に關する研究效果の國際的交換等に關し勸告を發したのである。(註)

註 Final Report of the International Economic Conference. Industry, III. Rationalisation.

## 第二章 工業品の標準化と其の運動

### 一

労働生産性の増加、労働強度の増加、標準化に依つての労働過程の短縮化が産業合理化の主要手段であつて是等三要素に就ての研究検討を俟つて始めて理想的合理化が具體化せらるるのである。労働生産性の増加、労働強度の増加に關しては後に章を重ねて述ぶることとし茲には工業品の標準化に就き論述するに止める。

標準化 Standardisation とは生産上各種事項に對し科學及實驗よりして適當とする一定標準を設定し、其標準的型式に統一せむとするをいふ。而して完成品のみならず部分品にも及ぶのである。従つて製品の種類、形狀、色彩、仕上法等を簡單にして浪費を省くを目的とする單純化 Vereinfachung, Simplification なる語を以てしても可なるべく、現に獨逸に於てはさうで標準化なる言葉は無く單純化なる語を用ひてをるのであるが、單純化なる形式的表現より



は標準化なる實質的表現の方が概念が判然としてをるし且標準化することに依つて當然に關聯事項即ち所要材料、生産方法等の單純化が隨伴するを常とするから寧ろ標準化を中心として論ずるを適當と考へる。

猶獨逸に於ては完成品の標準化を定型化 Typisierung といひ部分品及メートル法の如き基礎要素の標準化を規格化 Normung と唱へてをる。(註一)

一個當りの經費を減ずるといふ合理化の技術的手段は結局材料の節約、空間の節約に俟たねばならぬが、それが爲に一定の原則一定の標準 Standard に準據して器具、施設、作業を規律することを要する。而して此標準は傳統的慣習のみに依らず寧ろ科學的基礎の上に検討され選定された型式に據るべく、型を作り、同型 Gleichförmigkeit の貨物を製するところに現代生産の特色がある。製造品従つて之に關聯する凡ゆる機械部分施設、作業行程を型に入れて勞働過程の短縮を圖ることは正に技術的合理化の眞髓である。Standardisation, Simplification, Typisierung, Normung, Specialisation, Normalisierung なる語が通俗に合理化 Rationalisierung と同じ意味に用ひられるのは蓋し之が爲である。(註二)

## 標準化の利益

工業品の標準化が齎す利益は之を生産者、販賣者、消費者の三方面から觀察することが出来る。

(一) 生産者の利益、標準化の實行に因り製品は需要の多い少數の種類に歸するので多種類の工業品を生産するに比し幾多の利益を受ける、即ち(イ)機械器具の種類、原料、半製品、並に製品の貯藏量を減じ従つて工場設備、倉庫の縮少を來し經營上資本の節約を爲すことが出来る、(ロ)製品の標準化からして機械装置、作業方法が特化されて時間と費用を節約し又容易に製法を習得し得るので能率を増進する、(ハ)設計、經費の算出、製造の順序、日割、並に検査が簡易正確となり従つて人件費を減少する。

斯くして大量生産に依り經費を減じて利潤を増し安定的に生産を持続し得るのである。

註一、小島精一、産業合理化、三六頁  
註二、向井鹿松、經營の合理化と經濟生活の機械化、(經營經濟研究、第一冊、一三—一四頁)



(二) 販賣者の利益、製品の品質種類標準化し爲に融通性大なる少數貨物に局限されるので、(イ)手持品、見本品を尠くし従て店舗倉庫並に所要資金を縮少し得られる、(ロ)品切の憂尠く迅速に賣品を發送し顧客の満足を得しむ、因て販賣費用を節約し販賣能力を増して利益を多くすることが出来る。

(三) 消費者の利益、融通性の多い貨物が大量に生産され貯藏されるので簡單、迅速且潤澤に供給され、殊に生産販賣に關する費用の節約よりして低廉なる工業品を需要し得られる。(註一)

## 標準化の弊害

右の如く標準化は生産者、販賣者、消費者を利し延いて國民經濟上裨益する大なるものがあるが又一面弊害を見出し得ない譯でもない。

標準化した工業品にあつては需要者の特別注文に應じ難く又大量生産を爲し得る貨物でなければ標準化の効果は擧らない、殊に消費の強制的調整は自由と創造と文化の妨害であると反對論者は言ふ。前二項は餘り問題にならないが最後の項特に技術の發達を阻止せざるやといふ疑問は充分注意に値する。

技術が進むに従ひ標準化は高度化する、反對に標準化に基く定型作業への集中は技術の發達を高度化する。併し標準化、定型的の規格は窮局するところ技術の固着を要求するものである。故に獨占又は統制組織の高度化した後期資本主義の成熟期乃至安定期の所産(註二)と見れば兎も角、技術發達の躍進的段階に於ては獨創力、發明心、向上心を抑え企業家を退嬰的ならしめて自由と創造と文化の進展を妨ぐる傾向がある。ピグー Pigeon が新考案を試むる刺戟の減殺を惧れ又ビュツハー Blicher が「……暫くは善と映じた事實も發展の經過につれて妨害となるは確實である、……ギルド制度の末期に於けるが如き状態が到來し今日謳歌して止まないその束縛から解放されることを叫ぶに至るであらう」と云つて創造時代變じて化石時代の來るを憂へてをるが如き決して意義なしとしない。(註三)

註一、田中貢、工業政策、三二五—三二六頁

註二、Somhart: Der moderne Kapitalismus.

註三、Ligon: Economics of Welfare, pp. 184—5.  
K. Blicher: Spezialisierung……Zeits für Gesamte Staatw. 1921, 4.

小島精一、産業合理化、五〇—五一頁



標準化決定の  
要點

茲に於て標準化は實際問題として其實行仲々に困難である。良く工業品の種類を検討吟味し然る後決定せねばならぬ。

標準化決定の要點次の如くである。(註一)

- (1) 統一する爲に進歩改良を阻止する憂があつてはいけな
  - (2) 學術上合理的なものでなくてはならぬ
  - (3) 工業品の種類を簡單にし其生産行程を容易ならしめ且無駄を省き得るものたることを要する
  - (4) 大量生産を爲し得ること
  - (5) 交換性を必要とする
  - (6) 生産者、消費者並に販賣者共に利益を受くるものたること
- 従つて標準化を行ひ得る工業品は主として實用品であつて各人の趣味嗜好に依つて需要の決せられる美術品、奢侈品には其適用が尠い。
- 斯くして製品の標準化は尠くとも現今に於ける産業界の大勢に順應し實際に則して生じたものであつて、利益は弊害を償ふて大いに餘りがある。因

標準化實行の  
要件

て良く吟味選定した限りに於て出来る丈實行に移し以て一國工業の發展に資すべきである。

尙標準化の實行に當つては左の一般的條件を必要とする。

- (1) 生産者、販賣者、消費者をして其利益と必要を自覺せしむること
- (2) 標準化の試験研究機關を設け其理論を教へ方法を授けること
- (3) 生産者、販賣者、政府、學者、技術家等が協働して實施に當ること

標準化の實行に當つては、(イ)法律の規定に基くもの、(ロ)政府の奨勵に依るもの、(ハ)研究團體が實行を促進するもの、(ニ)同業組合の規約より始めるもの、(ホ)生産者の自覺に依つて行はれるもの等がある。而して法律の規定は公益上の必要以外は成る可く之を避け個人及團體の自覺を中心として政府は寧ろ間接的の援助と便宜を與ふるに止むるを得策とする。(註二) 何となれば工業政策的見地からして、民間の自發心に出で自動的に興るを最も健實とするが故である。

註一、 斯波 忠三郎、工業品の規格統一、(經營學論集、第三輯、二七八—二八二頁)



世界大戦前の  
標準化

工業品の標準化運動は世界大戦に於ける國家社會主義的企業統制に促されて戦後劃期的發展を見た現象であるが其事實は多少乍ら既に諸國に現れてをる。

元來製鋼業は其關係企業が造船業、機械工業、鐵道業、軍器工業等で集中化し軌條、釘の如き完成品、棒、板の如き基礎的部分品は單純粗材で標準化、規格化し易く其效果も確實に測り得る特徴を有してをるが、軌條の如きは十九世紀にあつて既に早く國際的にまで標準化された。建築材、橋梁材等はカーネギーの標準型確立が一般化し此個人的な部分品標準化は鐵鋼會社を網羅する協會の承認するところとなり一九〇一年に於ける公定標準規格の發表となつて現れた。

此運動は英國及獨逸に移り、英國では一九〇〇年に於ける製鐵業協會のロ

世界大戦と標  
準化

ンドン會議よりして橋梁及各種建物、鐵道車輛、軌條、船舶の四專門協會の聯合委員會が組織されて標準化を實行した。爾來一般には一九〇一年に創立された英國工業標準協會 The British Engineering Standards Association 並に政府部内の科學研究局 Department of Science and Research が標準化實行の衝に當つてをる。

前述の如く標準化運動は世界大戦を期として促進されたのであるが、それは工業動員の問題から出發してをるので大戦中原料、勞力の缺如せるに拘らず需要の擴大で急速に大量生産を爲さざるべからざる必要に迫られ各國政府並に製造家は勢ひ協働して標準化に依り生産能率の増進を實行したのである。大砲、彈丸等の軍器、軍服、食糧、裝具、船舶の標準化は固より物質節約の意味よりして市民用衣服、帽子、靴、カラーに標準品の使用が強要され、又佛蘭西に於ける商標及商品型式の限定、伊太利の衣類地に織込む羊毛割合の制限等幾多の方法が行はれた。而して標準化實行の方法としては一般に商標數の限定、浪費的な商標の廢棄、標準の設定なる順序で之を行つた。

米國に於てはテーラーの科學的管理法即ち人工的な組織と圖表に依る勞

米國に於ける  
標準化運動



働の統制に依つて標準化が実施されつゝあつたが、次いで遙かに進歩的革命的なフォード Ford 主義が顯れた。フォード主義は人間勞働を單なる自働帶 Conveyer への奉仕にまで收約することに依つて之を標準化し機械化するの、テラー主義と區別される特性は人的要素の徹底的排除に在る。(註一)

尙米國政府は一九一七年来國工業標準委員會 The American Engineering Standards Committee を設けて標準化運動を起し次いで一九二一年標準局 Bureau of Standards の中に製品單純課 Division of Simplified Practice を設立し商務省が中心となり各州政府、大學、専門的調査團體、生産者、販賣者、消費者の諸組合等と互に連絡を取り、先づ官廳使用品の徹底的標準化から始めて一般に宣傳し奨勵し、品種の廢棄、形態、大きさ、品質等標準型式への集中を實行した。今最近數年間に行はれた標準化の主なるものを擧ぐれば次の如くである。(註二)

品名	舊定型數	新定型數
倉庫様式	一〇〇〇	一五
普通の瓦	四四	一

寢 臺	七八	四
タイル煉瓦	六六	四
鍋	一三〇	一三
牛乳壘	七八	一〇
ブリキ細工	一八一九	二六三

右の如き運動に依つて浪費の驅逐を行つたこと實に甚大なるものがあり、斯くて標準品の大量生産に依つて工業は劃期的發展を示し歐州に比し勞働賃銀高きに拘らず一個當りの生産費は著しく減少して其製品は、歐州及東洋市場へ流出するの情勢となつたのである。

獨逸は最も熱心に標準化を唱導し實行した國であるが、戦時中軍需品等を多く早く且廉く造るの目的から既にある程度まで統一されてをつた。一九一七年には獨逸工業規格委員會 Der Normenausschuss der Deutschen Industrie が設立され各部門に亘り官吏、學者、製造家等が協働して標準規格を定め既に統一した品目が二千數百種に上つてをり偉大な效果を示した。現に獨逸の船舶は

獨逸に於ける  
標準化運動



他國のそれに比し價格が非常に低廉であるがそれは船舶の附屬品、部分品等に於て規格化、單純化が徹底し驚くべき浪費驅逐が實行されてをる爲に外ならない。(註三)

註一、中西寅雄、近世技術の進化に於けるテイラーシステムの意義、(經營經濟研究、第二冊、三四頁)

註二、小島精一、産業合理化、四七頁

註三、斯波忠三郎、工業品の規格化、(經營學論集、第三輯、二八五—二八六頁)

日本に於ける  
標準化運動

英國、米國、獨逸以外の諸國に於ても官民協働の標準化運動が行はれつゝあるが、我國に於ても其斷片的實行は相當以前から行はれた、即ち工學會其他の斡旋に依つて實現した明治三十八年に於ける建築用セメントの試験方法統一、水道鐵管の標準化、萬國電氣工藝委員會加入からしての電氣器具機械類の統一の如きそれである。(註一) 併し公的のものとなつたのは大正八年に設けられた度量衡及工業品規格統一調査會から出發して大正十年(一九二一年)四月に工業品規格統一委員會が設置され工業關係の諸官廳、製造業者及消費者

の代表者、學者、經驗家等七十名の委員が任命された以後である。此委員會は四部會に分れ第一部金屬材料、(イ)鐵鋼材、(ロ)非鐵材、第二部非金屬材料(木材及煉瓦)、第三部電氣機械器具、第四部一般機械器具となつてをる。次に織物に就て廣幅小幅の是非問題あり、政府は生産者、販賣者、消費者共に利益であり、殊に生産者は内外市場に亘り得る便があるといふ見地から、大正十一年以來生産者、販賣者の團體を組織せしめ、展覽會を開催し、又獎勵金を交付して其の普及を圖つた。最近基礎要素たるメートル法の實施せられたるが如き亦其一表現である。之に依つて見ても我國の標準化運動は未だ米獨の如く熾烈なものとなつてゐないこと想像するに難くない。

以上の如く工業品の標準化は世界各國を通じて行はるゝところとなつたのであるが、其多くは自國の工業家を保護する見地から定められたもので、稍もすれば通商の障礙となる、殊に大工業の生産する國際的製品に於て然りである。茲に於て斯かる工業品の國際的標準化が識者に依つて唱道され世界經濟會議の工業部會に提案せられて決議となり、左記の文面を以て各國政府、

國際的標準化  
運動



公共團體、商工業機關、其他一般に勸告さるるに至つたのである。(註二)

「純然たる國內的の標準化政策より起る生産及通商の障礙を除去するため、國際的に重要な原料、各種の部分品及製品の標準化を國內的並に國際的基礎に依り系統的に實行すること」 Should carry on systematically on international as well as a national basis the standardisation of materials, parts and products of all types which are of international importance, in order to remove the obstacles to production and trade which might arise from a purely national policy of standardisation.]

斯くの如く標準化は今や産業合理化政策の一手段否重要な手段として各國を通じ國內的國民的運動として躍起的發展を見たのみならず國際的運動としても活目に値するものと成り來つたのである。

註一、 斯波忠三郎、工業品の規格化(經營學論集、第三輯、二八七—二八八頁)

註二、 Final Report of the International Economic Conference, Industry, III, Rationalisation Resolutions.

### 第三章 工業の外部機構としての企業形態論

#### 一

單獨經濟が他人の爲めなると自己の爲めなるとを問はず經濟性を目標として貨物若しくは勤勞の給付を營む場合には、それが獨立の生産單位をなす限り經營 Betrieb となる。略言すれば經營とは經濟性を目標とする生産單位である。

企業 Unternehmung, Enterprise とは其の所有者の公私を問はず又營利を目標とするか否かを問はず、經營の必要とする財貨と經營より生ずる貨物及勤勞の給付とを所有する所の獨立の組織である。略言すれば企業は經營の所有單位である。

經營と企業は別個の實在ではなくして生産單位として見る場合には經營

經營及企業の  
意義



企業形態の意義及種類

となり所有単位として見る場合に企業となる。一言にしていへば経営は内部組織 *innere Organisation* であり、企業は外部機構 *äussere Struktur* である。(註一)  
企業形態 *Unternehmensform* は企業の自己資本の醸出関係を示すものである。者の公私、単數複數責任の種類及其組合せ等に依つて定まるものである。従つて工業に於ける外部機構即ち企業形態は次の如く分類することが出来る。

- 一、公企業 (國營企業、公營企業)
  - 二、公私合同企業
  - 三、私企業
    - (1) 個人企業
    - (2) 團體企業
      - (a) 少數團體企業 (合名會社、合資會社、匿名組合)
      - (b) 多數團體企業 (株式會社、株式合資會社、協同組合)
- 企業形態に經濟形態と法律形態とがある。經濟的内容が核心であつて法

律形態は其外殼に過ぎない。(註二) 吾々の研究對象となるものは勿論經濟形態である。例へば獨逸に其例が多いのであるが、株式會社なる法律形態を備へてをるとしても、其株式の全部が國家の所有に屬する限り純然たる公企業である。又少數の親族知己の間に組織せられる株式會社は形式的には多數團體企業であるが其實質は少數團體企業に外ならない。

註一、 増地庸治郎、經營要論、二八—三七頁  
註二、 Steinitzer: Ökonomische Theorie der Aktiengesellschaft, Vorwort.

II

公企業

公企業 *Öffentliche Unternehmung* とは國家又は地方自治團體の如き公共團體に依つて所有せられる企業をいふ。従つて國營企業と公營企業の二つとする。而して理論上營利主義か公益主義かそのいづれかに決定すること困難であり且實際上に於ても最初収益を目的としたものが後公益事業となり又逆に初め公益主義であつたものが収益主義に移つたりする例決して珍しくない、因て營利目的の有無は問はないのである。



公企業は私企業に比し(一)従業員の能率劣る、(二)冗費が多い、(三)業務の敏活を缺く、(四)進歩改良が晚い等の缺點がある所からして従來不成績を示した例が多い。而して是は公企業に於て(イ)管理者が官公吏で業績が直接其の所得に關係しないこと、(ロ)人材を抜擢し難いこと、(ハ)上級官廳の監督嚴重且事務組織繁雜で利益の多少よりも法規形式に拘泥する弊多いこと等が原因してをる。即ち經營的見地からの不合理な管理制度が其の全能力の發揮を妨げるのである。可成廣範圍に亘つて自由裁量の權限が與へられ又決定及實行の敏速なることを必要とする。公企業が株式會社の法律形態を採ることは此點から見て有利といはねばならぬ。(註一)

併し公企業は租税其他を負担しない、官公署の注文に就き事實上優先權をもつてをる、又私企業よりも信用大で金融上有利の地位を占めてをる等の利益がある。

従つて公企業は次の如き場合に行はるゝを常とする。(註二)

(一) 國防上必要なるもの

(二) 公益上の理由に據るもの

(三) 財政上收入を得ることを目的とするもの

(四) 新規の事業で私營としては實施困難なるもの

(五) 獨占的の事業で私營を非とするもの

公企業は交通運輸の事業、都市の水道、市街電車、國有鐵道等に於て各國を通じて其例を見るのであるが、公工業は比較的尠く我國に於ても兵器工廠、被服廠、造幣局、印刷局、煙草專賣局、八幡製鐵所等に過ぎない。

曾てマーカンテイリズムの國家干涉時代に於ては王立、公立等の工場多く興り公工業が盛に行はれたのであるが工業自由の時代に入つて漸次僅少となつた。

然るに十九世紀の後半以來必要に迫られて公工業増加するの氣運となり殊に世界大戰の影響を受け現在の資本主義的工業を社會主義的工業に改造せんとする運動が無産階級を中心目標として唱へられ、現に露西亞に於ては一九一七年の勞農革命以後全工業の國營を斷行するに至つた。併し其成績



頓に振はず生産額の激減を來したので一九二一年來の新經濟政策に依り國家資本主義化され大部分の工業を公私合同企業即ち半官半私的なツラストの管理に移し營利主義の下に行ふことに改めたのである。

註一、林發未夫、工業經濟綱要、三八—三九頁

増地庸治郎、經營要論、七六—七七頁

註二、Grantzel: Industriepolitik, S. 4—15.

## 三

## 公私合同企業

公私合同企業とは公共團體と私人とが合同にて資本を醸出し且經營の指揮管理を共同して行ふ企業形態をいふ。獨逸で混合經濟的企業 *Gemischwirtschaftliche Unternehmung* と稱せらるゝもの。是で、官僚式管理の弊害を避くるため株式會社の法律形態を採るを普通とするも、公共團體が其經營に勢力を振はむとする時設立せられることが多い。公私合同企業は公企業の短所を補ふので電力、瓦斯、水道、地方鐵道等獨占的公共事業に適するが併し公企業の如く免税の特權を有しないのが稍不利な點である。

## 獨逸の公私合同企業

獨逸の公私合同企業は社會化から其流を汲んでをる。一九一八年の獨逸革命以來高唱された經濟の社會化 *Sozialisierung der Wirtschaft* とは經濟生活を社會主義的秩序（生産手段の共有、生産及分配の人民管理）に導く凡ての方策を云ふので、生産を増加せむとする生産問題、分配を公平にせむとする分配問題、企業經營への勞働者の參加即ち權力問題の三つが其根據になつてをる。併し一九一九年八月の獨逸新憲法は完全社會化ではなくして漸新主義の一部社會化を其の基礎觀念としてをる。

一九一九年三月の公共經濟實行に關する法律即ち所謂社會化法 *Sozialisierungsgesetz* を繼承して新憲法第五十六條は左の如く規定してをる。

「國ハ法律ニ依リ公用徵收ニ關スル規定ヲ準用シテ社會的タラシムルニ適スル私ノ經濟的企業ヲ補償ヲ給シテ公有ニ移スコトヲ得、各邦又ハ公共團體ハ自ラ經濟的ノ企業及團體ノ管理ニ參與シ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ニ對シ支配力ヲ行フコトヲ得。

國ハ公共經濟ノ目的ノ爲ニ緊切ノ必要アル場合ニ於テハ法律ニ依リ自治



ノ基礎ニ立テル經濟的ノ企業團體ヲ相結合セシメ以テ國民中ノ總テノ生産階級ノ協力ヲ確保シ勞働僱傭者及被傭者ヲシテ其ノ管理ニ參與セシメ及經濟的貨物ノ生産、製造、分配、消費、價格並輸出入ヲ公共經濟ノ原則ニ從ヒ規律スルコトヲ得。

生産組合及信用組合並其ノ聯合ハ其ノ請求ニ依リ其ノ組織及特色ヲ考慮シ之ヲ公共經濟ノ一部ト爲スコトヲ得。

公共經濟 *Gemeinwirtschaft* とは私人の經濟的利益を公共の經濟的利益に隸屬せしむる目的で、個々の企業を全體の組織に織り込むことを云ふのである。

従つて公共經濟發現の形式としては

(1) 企業を國、邦又は公共團體の所有即公有とする

(2) 國、邦若くは公共團體が企業管理に參加し又は他の方法で支配權を

もつ

(3) 經濟的自治制を布いて生産及分配を合理的にする

(4) 生産組合及信用組合を適宜組織中に入れる

の四つの形がある。(註一)

而して共和獨逸は一九一九年中、鑛山、石炭、加里、電氣經濟の社會化に關する法令を出し、一九二〇年に鐵經濟の規律に關し命令を發した、此内電氣に關するものは法令で實行に至らなかつた。石炭に關しては以前からシンヂケイトが成立してゐたが此處に至つて石炭組合、全國石炭會議、政府の監督施設なる三機關設けられ一部社會化を見たのである。

獨逸の公私合同企業は多く外形的に株式會社の形を採り大部分 *Vereinigte Industrieunternehmung A. G.* に總括されてをる。此形式のもので會社資本金の全部がツィアゲの參與即ち政府の所有となつてをるもの若干あるが、それは勿論公企業に屬する。(註二)

露西亞の新經濟政策に基く公私合同のツラストは單に企業結合體を意味するもので大企業たるの又獨占的たるの意味内容を有しない。小さいツラストが數多い。而して自由意思に依つてシンヂケイトに結合し以て市場の統制乃至生産管理上の規律を爲すものである。是に依つて生産力の發展も

露西亞の公私  
合同企業



來した如くであるが又加工原料及消費財殊に農業の不振、物價上騰、輸出力減退、管理及組織能率の低劣、失業者續出等が缺點として數へられてをる。(註三)

註一、井上貞藏著、一經濟學徒の斷草、上載論說、經濟學的立場より見たる獨逸新憲法、三九—四三頁

註二、小島精一、産業合理化、一三八—一四〇頁

註三、同上、二九三—二九七頁

四

個人企業

私企業は個人企業と團體企業の二つに分たれること前記の如くであるが、個人企業 *Einzelunternehmung*; *Individual Enterprise* は一個人の單獨計算を以てする企業をいひ企業者が單獨に自己資本の全部を出し且自ら經營指揮の任に當るを常とするが、比較的大なる個人企業にあつては重役、支配人を任命して之に指揮管理を委ねることもある。

個人企業の長所は(イ)業務に熱心なること、(ロ)判斷の迅速なること、(ハ)實行の機敏なること、(ニ)臨機應變の處置を爲す自由あること等で、其短所と

しては(イ)個人の精力に限があつて永續困難である、(ロ)個人資本に限があつて大規模の經營を行ひ難い、(ハ)計畫及實行に過誤あるも匡正しにくい、(ニ)事業上の經濟と生活上の經濟との混同を免れない。

近時資本主義經濟組織の發達に伴ひ個人企業よりも資本の集中に便宜な團體企業次第に盛になつて來たことは蔽ふべからざる事實である。

少數團體企業は合名會社、合資會社、匿名組合の三つに區分される。

合名會社

合名會社 *Offene Handelsgesellschaft*; *Ordinary Partnership*; *Société en nom collectif*. は同

一種類の少數企業者即ち無限責任社員のみによつて組織せられる企業形態である。(註一) 我國に於ける合名會社は合資會社、株式會社、株式合資會社と共に法律上定めた制度であるが、中世紀の伊太利に其起原を發してをり各社員は出資をなすと共に自ら經營の指揮に當るを原則とする。各社員連帶責任であるので多く父子、兄弟、親族間に行はれる形態である、企業者の數を増す丈金融能力、個人企業よりも大であると云へる。

合資會社

合資會社 *Kommanditgesellschaft*; *Limited Partnership*; *Société en commandite*. は二種



類の少数企業者即ち無限責任社員と有限責任社員とによつて組織せられる企業形態である。(註二) 合資會社の起原は中世伊太利に發達せるコムメンダ Commenda にある、即ち信用關係に基いて海上貿易に従事する商人が其賣上利益を各參加者に分配する制度から起つたのである。(註三) 無限責任社員は出資すると共に自ら經營の指揮に任ずるが、有限責任社員は出資のみで經營の指揮に當らない、其責任も出資額を限度とする。斯く合資會社は有限責任の者を認めることに依り、合名會社に比し廣く企業者を求めることが出來、從つて資本の調達容易であり且資本乏しきも手腕を有する者をして活動せしむるの機會を與へ得る。

## 匿名組合

匿名組合 *Stille Gesellschaft* は同じく其起原をコムメンダに發し經濟形態としては合資會社と殆ど同じであるが、唯第二種の企業者即有限責任社員が其名を外部に現さない、是匿名組合なる名稱の出づる所以である。匿名組合は自己資本の額を公表しない、此點對外信用に影響を及ぼす譯である。

註一、商法第二編第二章參照。

註二、商法第二編第三章參照。

註三、Liefmann: Die Unternehmungsformen. 1923. S. 37.

桑田熊藏、工業經濟論、八七—八八頁

## 五

多數團體企業は之を分つて株式會社、株式合資會社、協同組合とする。

## 株式會社

株式會社 *Aktiengesellschaft*; *Company limited by shares*; *Société anonyme* は有限責任の株主のみより成り重役以外の株主は經營の指揮管理に殆んど關與せず、株式が廣い範圍に分散されるを本質的特徴とする。(註一) 其起原は和蘭及英國の東印度會社に發し十九世紀の中葉以後一般に普及し我國に於ては全然歐米より輸入された制度である。(註二) 其有限責任制度或は法律的強制に因由して家族會社の如き又銀行、信託等の會社に於て屢々他種企業形態の單なる法律形態としても利用される。現今我國及歐米を通じて其數多く、企業形態として最も重要な地位を占めてをる。因て後の項で詳論する。

## 株式合資會社

株式合資會社 *Aktien-kommandit gesellschaft*; *Joint Stock limited Partnership*; *Société en*



commandite par actions. は無限責任社員と有限責任株主とより成る。(註三) 即ち株式會社と合資會社の折衷形態である。株式合資會社は佛蘭西に於て一八六七年の商法改正前株式會社が國家の特許を必要とした時代に利用された形態で、株式會社の設立に毫も特許を要しない今日に於ては唯傳統的に存するに止まり諸國を通じて其數尠く我國にあつても微々たるもので廢止論を唱へてをる者が多い。

之に類するものに有限責任會社 Gesellschaft mit beschränkter Haftung: G. m. b. H. がある。株式會社と合名會社とを折衷した様なもので獨逸に行はれる。

協同組合

協同組合 Genossenschaft: Co-operation とは組合員の消費經濟又は生産經濟の助成若しくは補充を目的とする企業形態である。産業組合, Erwerbs und Wirtschaft: Genossenschaft: Co-operative Society. 相互保險會社, 會員組織の取引所等が之に屬する。(註四)

協同組合は組合員の單獨經濟から獨立しそれ自らの經營を有するもので經營の所有單位, 外部機構からして企業である。産業組合が主たるものであ

るが、其内容種別たる生産組合、信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合は何れも中小企業者の保護策であるから其詳説は後に譲る。

註一、商法第二編第四章參照、

註二、井上貞藏、大森英治郎共譯、ステイツンズン商業史論、二六四頁、二七九—二八一頁

註三、商法第二編第五章參照、

註四、増地庸治郎、經營要論、六七—七三頁

## 六

現代資本本位制度下の企業に於ては何よりも資本の多さを必要とし資本集中の大なる程優勢の地位を占める。而して資本を集める見地よりすれば諸種企業形態の内、個人企業は一般に團體企業に劣り、同じ團體企業に屬するものにあつても匿名組合、協同組合、合名會社、合資會社、株式合資會社は株式會社に劣り、株式會社が最も優れた形態である。即ち株式會社には(一)株主總會 Generalversammlung: Stockholders' meeting. (二)取締役 Vorstand: Director. (三)監査役 Aufsichtsrat: Inspector. なる近世的機關が法定せられ且後述するが如き特質に基

株式會社の  
進的發展



いて多額の資本を集め得るの利益がある。これ株式會社が最近世界各國を通じて躍進的發展を遂げた所以である。

今米國の國勢調査に於ける製造企業比率を次に掲げる。(註一)

個人企業割合(%)	株式會社割合(%)		其他企業割合(%)	
	經營數、労働者數	生産額	經營數、労働者數	生産額
一九〇四年	五三・〇七	二二・五	三三・六	三三・七
一九〇九年	五三・四	三三・三	三三・九	三三・七
一九一四年	五三・六	一〇・一	三三・九	三三・七
一九一九	四七・六	六・八	三三・五	三三・八

此表に據つて見るに經營數の割合は個人企業に多いが是は小企業が數多いことを示す、併し株式會社は漸次比率を増すに反し個人企業及其他企業は漸減の傾向にある。労働者數、生産額の割合に於ては株式會社壓倒的優位を保ち他企業の比肩を許さずして飛躍的發展をしてをる。

次に昭和元年末に於ける我國の會社總數は三六、〇六八であつて其内株式會社は一七、六九六即ち四割九分を占め大正五年に比し實に十四割の激増を

株式會社の特質

示してをる。今工業會社のみに關する統計を左に擧げる。(註二)

會社數	拂込資本及出資額	
	百万圓	二
合名會社	一、九三二	一一九
合資會社	四、九六一	一五六
株式會社	六、八〇四	四、三七一
株式合資會社	一三	二
	一三、七一一	四、六四八

即ち會社數に於ては合資會社、合名會社相當多きも株式會社首位を占め殊に拂込資本及出資額に就ては超絶的勢力を占めてをる。

斯く株式會社が諸企業に採用され他の企業形態に比し優勢なのは經營上企業者並に出資者に有利であるが爲でそれは左記の特質に基くのである。

- (一) 資本は株式に分割せられ株主の責任は株金額の範圍に止まり自由に賣買讓渡質入等を爲すことを得、従つて資本集中を容易ならしむ。
- (二) 株式會社は人の集團で無く資本の集團であつて、業務の執行は才能あ



る取締役に任され業務に何等経験を有せずとも株主たることを得る。

(三) 株主は監査役及株主總會なる機關を通じて會社主として取締役を監督し以て間接的に其利益を擁護することが出来る。

註一、Graphic Analysis of the Census of Manufactures, p. 111.

註二、商工省、會社統計表。

現代株式會社  
の特性

株式會社は明かに近世産業に於ける固定資本の増大なる經濟的條件によつて生じた。即ち資本主義經濟に於ける絶えざる技術の革新、大規模經營の發達、之に伴ふ資本の増大、特に固定資本の激増は企業經營上單に從來の個人資本家の手に集積せられたる資本を以ては不充分となり、其結果企業家は資本家階級の遊離資本のみならず、非資本家階級の貨幣をも蒐集して、一言にして云へば社會の資本に依存して生産を營む必要が生じたのである。此目的を達するが爲には資本家が自ら企業家となることなくしてしかも其資本に對して利子の分配に與るといふこと、並びに生産に投ぜられたる資本が實質的には生産資本として存するも其資本家にとつては何時にても貨幣の形態

に回收され得ることが必要である。而して其必要に應ずべき企業形態は正に株式會社に於て見出される。従つて株式會社の經濟的特質は一般株主が經營の職能より分離したのみならず、企業家即ち利潤の獲得を目的とする資本家の地位から單なる貨幣資本家即ち自己の貨幣に對して利子を要求する債權者の地位に轉化したと云ふ點に存する。(註一) 此過程は即ち資本の證券化及證券市場組織の發展に依る資本の動化 Mobilization of Capital である。

従つて配當の利子化と多數小株主の存在こそ現代株式會社の特性で小株主は畢竟産業企業家ではなく貸付資本家である。(註二)

ヒルファディングが「經濟學者は利子と企業利得とを一般に區別する場合、配當をば單に利子と企業利得とを加へたもの、従つて個人企業の利潤と同一なものと考へる。斯くては株式會社の特性が認められないこと明かである」と説いてをるのは實に名言であり又之に依り株式發行の際に於ける創業利得、重役賞與金の發生を説明してをる。(註三) ゾムバルトが「……配當率の方が先づ決せられ、然る後損益計算の遺り繰りが行はれるので剰配當の如きも屢



々行はれる」(註四)としたのは良く其實情を穿つてをる。畢竟株式會社は企業家たる大株主又は重役が一般株主から株式の形態に於て長期の借入金をして爲し事業を営む企業形態である。

註一、中西寅雄、株式會社の議決権及び機關に就て(日本經營學會編、經營學論集、第二輯、六五—六六頁)

註二、小島精一、工業政策、一三八頁

註三、Hilferding: Das Finanzkapital.

林要譯、金融資本論、一九二頁以下

註四、Sombart: Hoekkapitalismus. S. 669.

多數小株主の存在株式の分散も近代的の傾向で英國の大工業會社には往々數萬乃至數十萬人の株主があり米國電話電信會社に於ける普通株主は三十四萬人以上に上つてをる。(註一)又我國に於ても大阪商船會社(大正十四年末)三萬一千人、大同電力會社(大正十五年十一月)三萬人、日本郵船會社(大正十四年末)二萬四千人、日本石油會社(昭和二年九月)二萬二千人、鐘淵紡績會社(大正十五年六月)一萬六千人の株主をもつてをる。日本に於ける舉證的統計の一二

少數大株主と多數小株主との對立

を示せば左の如くである。(註二)

鐘淵紡績株式會社 (大正十五年六月現在)

持株數	株主數	%
五,〇〇〇以上	一八	〇.二
一,〇〇〇—四,九九九	一一二	〇.七
五〇〇—九九九	一六四	一.〇
一〇〇—四九九	一,五三六	九.七
五〇—九九九	一,八四四	一一.六
一—四九九	一二,二三三	七六.九
合計	一五,九〇七	一〇〇.〇

大同電力株式會社 (大正十五年十一月現在)

持株數	株主數	%
五,〇〇〇以上	三〇	〇.一
一,〇〇〇—四,九九九	二三二	一.一
五〇〇—九九九	二五二	一.二



一〇〇—四九九	二、八七七	一四、〇
五〇—一九九	三、四一二	一六、六
一—四九	一、三七八六	六七、〇
合計	三〇、五八九	一〇〇、〇

	大正六年度			大正十五年度		
	株数	株主数	平均	株数	株主数	平均
東京電燈	1,000,000	4,600	214	6,940,000	26,000	377
日本石油	600,000	2,900	200	1,600,000	3,000	533
備前紡績	380,000	2,500	152	1,100,000	2,400	458
臺灣製糖	500,000	5,000	125	5,000,000	10,000	500

右は其一斑に過ぎないが現代の典型的株式會社に於ては重役階級の少數大株主と益々分散的傾向にある多數小株主が對立してをるといふ事實は大體知り得るであらう。

少數の大株主は互に連絡し結合して會社を支配せむとするに反し多數の小株主には連絡なく組織がない。此多數の不在所有者 Absentee owners のあ

ることを學者は産業上の不在所有制度 Industrial Absenteeism と稱してをるがそれは當然に少數支配團の寡頭管理に導く、しかも株主の分散化と持株會社 Holdinggesellschaft: Holding Company の成立(註三)はいやが上にも其勢を強める。

元來各國の株式會社法は法律家の所謂民衆的精神を基調としたもので十七、八世紀頃の專政主義的のものがフランス革命に由り一八〇七年の商法典で株主總會が會社の意思決定の最高機關とされ民衆主義的なものに變じたところ、其端を發する。一八六七年の佛蘭西會社法、一八七〇年及一八八四年の獨逸會社法並に日本會社法皆此流を汲んだもので我が商法の一七八條、一八七條並に十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て之を制限することを得とした一六二條但書の規定の如きは民衆的傾向濃厚なものであり純然たる小株主保護の規定である。其見解に依れば株式會社は資本主の會社である、従つて法理上資本出資額を基礎として株主の平等議決權が認められてをる。(商法第一六二條、民法六五條)

斯かる民衆主義的法律思潮の存するに拘らず左記の如き株式の種別化が



行はれ愈々少数者の支配を促進しつつある。

(1) 獨逸に於けるが如く重役所有の株式に特に多數の議決権を與へる、即ち議決権株 *Stimmrechtsaktie* の設定

(2) 米國に行はれる如き議決権なき株式 *Non-voting stock* 所謂優先株を普通株と相對して認める

(3) 白紙委任狀に依る議決権の行使 *Deponentaktie; Voting Trust* を認める  
而して株主總會を支配するには理論上五一% 否六七% の株數を所持すべきであるが、事實に於ては前述の諸原因諸手段に依り又米國及日本の實例に見て二〇% 程度の株式所有を以て支配力を把持することが可能である。(註四)

註一、Brookings: *Industrial Ownership*, 1925, P. 8.

註二、中西寅雄、株式會社の議決権及び機關に就て (經營學論集、第二輯、六八頁、七〇頁、七五頁)

註三、脇村義太郎、持株會社に就て (經濟學論集、第五卷第四號)

註四、中西寅雄、前掲、七四—七五頁

結論

前述の如く諸國に行はるゝ會社法は民衆的精神を基調とするもので十九世紀の組合的性質を有する株主の少數な小規模な企業に適用されて効果を奏した法規であつて現代の如き多數の株主を包含する大規模經營の企業には適しない。殊に多くの株主が貨幣資本家たる地位、貸付資本家たる立場に轉化した今日に於ては株式會社の内容が變化して産業企業家たる重役階級大株主の支配を鞏固にすることとなり一面又專横の機會をも増した。而して此傾向は自然的の欲求であり且資本主義的産業の合理化を促進しつつある以上前世紀的なしかも株式會社經濟の進歩を阻害するが如き法規は宜しく改廢して現代大企業經營の欲求に適合せしむべきである。何となれば株式會社制度は經濟的發展の法則に其成立の根據を有するもので決して法律家の概念に依つて作り出された偶然の産物ではない、因て法律制度は此經濟的發展の法則に順應して變化せしむべきものなるが故である。(註一)

併し乍ら株式會社には又(イ)株主が事業よりも利益配當に重きを置く

(ロ)重役等支配階級が企業の開始及經營に際し證券資本的操作 *Manipulation*



## 會社の合理化

の如き不當な手段で私腹を肥す虞がある等相當弊害も伴ふ。(註二) 因てそれが國民經濟の健全なる發達を害する限りに於て其弊害を抑制すべく、經濟自由に對する最小限度の社會的制限を加ふべきものなること云ふまでもない。以上よりして株式會社の形態及能力に關し左記各項の改善手段を必要とする。(註三)

- (一) 會社設立に關する發起人の責任を重くし會社との結合を緊密なものとする
- (二) 株式の發行募集に關し全額拂込とし募集廣告に不正な記載を爲す者を罰すること
- (三) 業務執行取締役は必ずしも株主中と限らず廣く人材を求めて採用するの規定とすること
- (四) 取締役及監査役の任務懈怠又は不正行爲に對する責任及刑罰を一層嚴重にする
- (五) 株主權を制限又は擴張して事業の圓滿遂行を圖ること

小株主義決權を増大するが如きは時代に逆行するもので贊するところでない、寧ろ惡辣なる小株主の惡意的妨害を防ぐべく其議決權を制限する方向に向けらるべきである。

又會社乗取運動を防ぐため並に外資輸入の經營權所屬に及ぼす影響を顧慮して重役の議決權株行使を認むるを可とするであらう。獨逸に於ける議決權株の設定は最初マルクの下落に伴ひ外國資本侵入の結果會社の實權を外國人に掌握さるゝ危險を防ぐにあつたが後は會社乗取運動防止策と變つた。一九二八年に於ける英國の新會社法にあつても會社乗取阻止の規定を設けてをる。

## (六) 監査機關を改善すること

會社重役の監督は日獨に於ては監査役、英米にあつては取締役會 Board of Directors 之に當ることとなつてをる併し監査役は日本に於ては取締役の下位、獨逸に於ては上位なるを常とし共に業務執行の取締役から獨立して居ないので、英米の取締役會と同じく所期の目的を達しない。



元來財産評價、貸借對照表、財産目錄、損益計算書等株式會社の計算(註四)は一般人の容易に理解し得るところでなく、會計學、簿記學を知悉ししかも經驗の深い者でなければ到底其真相を洞察し得ない。そこで英國に於ては一九〇〇年及一九〇七年の會社法に依り監査人 Director 制度を設けて會社の眞實なる財産状態を確認し之を表示することとしてをる。而して監査人は株主總會で之を選任しさなくば商務省が指名するもので、計理士 Public Accountant が多く其選に當る。英國に於ける此監査人制度は良績を擧げてをるがそれは計理士制度の發達に基く。我國に於ても計理士制度の健全な發展を圖り以て監査人制度を採用すべきものと思ふ。

(七) 業務執行重役の他會社兼任を可及的避けること  
一九一三年に於て獨逸の實業家ハーゲン Hagen は四四、フェルステン  
ルヒ Fürstenberg は三九、オペンアイム Oppenheim は三三、ハラーテナウ Rathenau  
は三五の監査役を兼ね、又昭和二年我國の實業家に於て O S 氏は三一、O  
H 氏一八、N K 氏一八、F R 氏一六、W K 氏一五、T Y 氏一五の重役兼任者を

擧げ得る。(註五)

重役兼任の可否は常に問題となるところであるが、一人一事貫行主義が事業能率を擧ぐる所以であり、又重役兼任に伴ふ弊害もあるので成る可く兼任を避くるを可とする。併しそれは業務執行重役に限るべきで必ずしも平重役に及ぶを要しないであらう、又企業之集中が現代經濟界の一般的傾向であり、重役の兼任が單に其表現に過ぎない場合もあるのでそれ等の點は充分考慮すべきものと考へる。

註一、中西寅雄、株式會社の議決權及び機關に就て(經營學論集、第二輯、九  
一—九二頁)

註二、戸川海市、工業經濟論、一三二—一四三頁

註三、田中貢、日本工業政策、二六四—二六六頁、二六八—二七二頁

註四、増地庸治郎、株式會社の計算(經營學論集、第二輯)

註五、中西寅雄、前掲、八五—八六頁



## 第四章 分化、合成と大經營の發展

### 第一節 分化と合成

—

分業の意義及  
利弊

二人以上の人が仕事の性質、順序により分擔して同時に働き其の完成を圖るを分業 Arbeitsteilung; Division of Labour といふ。

分業の利益及弊害次の如くである。

#### 第一、分業の利益

- 1、 智識經驗を増す
- 2、 改良、發明、發見を促す
- 3、 時間及原料を節約す
- 4、 早く生活の道を得しむ
- 5、 適材を適所に置く

以上からして (イ)價格の低廉、(ロ)産額の増加、(ハ)品質の均一等の好影響がある。

#### 第二、分業の弊害

- 1、 身心の偏向を來す
- 2、 仕事に對する趣味を減ず
- 3、 轉職困難である
- 4、 風紀衛生を害する虞がある

是等の弊害豫防策として (イ)工場法の制定、(ロ)労働保險の實施、(ハ)労働組合の組織等を必要とする。

之を要するに分業の利益弊害に就ては労働者、企業家、一般社會の三方面より觀察しなければならぬ。概して云へば其の利益は直接的で弊害は間接的である、因て分業の發達は之を抑止せず努めて其の弊害除去の策を講ずるを必要とする。

而して分業採用の條件としては

分業採用の條  
件



## 分業の種類

- (1) 仕事に適宜分割せらるべきものたるを要す
- (2) 財貨の需要大なるを要す
- (3) 多額の資本を要す 等である。

以上は主として作業の分割を意味する技術的分業 *Technical Division of Labour* に就いて述べらるべきことであるが、分業は尙擴展して職業の分派の謂なる社会的分業 *Social D. of L.* 並に工業の地理的分布を指す地方的分業 *Territorial D. of L.* をも數へることが出来る。(註1)

## 協力

分業に相ひ對する言葉が協力 *Combination of Labour* であつて要するに多數の人が力を合せ同時に作業を爲すことを意味する。従つて分業も亦一種の協力であり社会的分業及び地方的分業にあつては技術的分業に於けるが如く分業として意識されず稍明白を缺くも諸種の職業又は各地方は財貨の生産に對して協力するに外ならない。協力は意味を廣く解して結合としても良い。

大經營の利益  
及限度

工業經營は大規模なる程生産費を節約し得て有利であるを常とするが大

經營の長所は畢竟分業組織を充分に利用し得ることにある。

大經營の利益として擧げらるるものは左の諸點である。(註2)

- (1) 仕入、販賣及運送に關する經費の節約
- (2) 良好なる機械の使用
- (3) 補助的作業の完備 (例へば修繕工場)
- (4) 副産物の利用
- (5) 事務費の節約
- (6) 地代の節約
- (7) 新技術の實驗

以上は大經營を促進する合理化的主因であるが事業の性質上分業組織を利用し得ない場合には大經營の利益は擧らず却つて分業組織其のものを維持するため生産費を多く要し小經營の方が適することとなる。此點からして各種の工業に亘り最も有利な生産の單位即ち標準的規模 *Typical magnitude* が概念的に考へ得られ、そこで限度が劃される。大經營を制限する原因は



(イ)大經營の統制難、(ロ)生産要素殊に原料の吸集難、(ハ)市場の制限、之である。

しかも猶大經營が盛に行はれるのは (一)大資本其のものゝ威力で他を壓倒する (二)證券取引的操作 Manipulation が伏在してゐる等の非合理的理由に基くのである。(註三)

註一、山崎覺次郎、經濟原論、五二—六三頁

註二、Hobson: Evolution of modern Capitalism.

上田貞次郎、工業經營の規模及構造、經營經濟研究、第三册、三頁)

註三、小島精一、工業政策、七三—七六頁

二

マーションナル教授は分化 Differentiation と合成 Integration より出發して大經營産業の地方的集中を論じ、企業論に及んでをる。(註一)

分化とは各工場が其の關係する産業の一部分、特殊の部門を専門的に擔任すること、一に特化 Specialisation と云ふ。合成は分化に對する語であつて

分化及合成の  
意義

從來分立してをつたものを合せて經營することである。充分分化された工場を一企業の下に結合することを意味するのである。

分化の場合にあつては各部門に適任者を配置し得べく生産行爲又は作業に對する知識熟練を益々増して労働は殆んど自動的乃至反射的に行はれて労働能率を著しく増進する、而して各部門の異つた生産行爲又は作業が同一の終局目的を達する手段として働き、經營組織上に於ける社會性の増進を示してをるところに其の重要さがある。

カールマルクが留針製造の例を以て労働の分割を説明したる分業論に一步を進め、工場工業の發達を説いて二種の變革を擧げ、一は從來一手工業者の爲した作業を分割して部分労働を爲す多數労働者を結合し、又一は從來多數の手工業に分割されてをつた各種の作業を結合して一工場の統一した生産に従事せしむるにあるとしたのは蓋し當を得てをる。(註二)

之を要するに近世工場工業の特色にして注意を要するものは作業進んで經營又は企業を分割し特化し更に之を合成し結合するに在る。



分化に作業工程に依る分化即ち垂直的分化乃至縦斷的分化 Vertical differentiation と、製品の種類に依る分化即ち水平的分化乃至横斷的分化 Horizontal differentiation とがある。ホブソンの所謂品質上の特化 Specialisation of Qualities は前者で、作業上の特化 Specialisation of process は後者である。(註三) 従来一工場内で行はれてゐた作業を數部に分け數工場が分擔する例へば紡績業にあつて太糸工場と細糸工場の區別を生ずる場合は縦斷的分化であり、従来一工場でも種類の製品を造つてゐたのが少數の種類を専門的に製するに至る例へば木綿織物業に於て紡績、撚絲、織布、染色等が各々獨立した工業となつた場合は横斷的分化である。現今縦斷的分化は餘り行はれず横斷的分化が多く行はれつゝある。

分化も一つの合理化手段で殊に横斷的分化は大量生産を可能ならしめ従つて生産費を減じて大經營の利益を充分發揮せしむる。印度の織布工場より日本の織布工場の方が、又日本の製鋼業より米國の製鋼業の方が専門化してをり横斷的分化がより多く行はれてゐる如きは直ちに大量生産の能否延

いて生産費の高低を招來するので頗る重要視され、常に當業者の研究目標となつてをる。

合成にも作業工程に依る縦斷的合成と製品の種類に依る横斷的合成とがある。前者は作業行程の上下段階的經營の結合的統制であり、後者は同水準部門内諸經營の結合的統制である。

生産行程の連續せる數個の經營例へば製鐵業と其の原料を供給する鑛業とを結合する如き、又紡績工場と織布工場とを合成して一經營となし、銑鐵工場と鋼鐵工場を結合して銑鋼一貫作業となし、或は製紙工場とバルブ工場を統一して一製紙會社の下に置くが如きは縦斷的合成であり、同種又は類似の事業を營む數個の經營が結合する場合例へば鐵板、鐵條、鐵軌、鐵管工場並にもつと精巧なる各種機械の製造工場等を結合する如きは横斷的合成である。此場合には縦斷的合成の方が横斷的合成よりも寧ろ盛に行はれ、合理化の有力手段とされてをる。

今圖解せば左の如くである。(註四)



縦斷的合成



横斷的合成



作業工程の前後した工場を結合する縦斷的合成の利益としては工程の間に於ける賣買及運送に關する冗費の節約、原料供給製品販路の確保、生産技術上の利得等を擧げることが出来る。我國に於ける六十九紡績會社の内五十會社までが紡績に合せて織布を兼營しつゝある如き良く其間の消息を語るものである。ヨークス製造の副産物として多數の化學製品を出すが如く副産物兼營の利益が縦斷的合成を促進することは注目すべきことで工業の

諸部門に亘つて擴がりつゝある。

横斷的合成の利益は技術上の要求に應ずると共に販賣費用の節約並に營業の安定を圖り得るにある。即ち一方に於て作業を出来る丈分化させつゝ、同時に又製品需要の變動に順應して技術上の要求と營業上の危険とを巧みに調節せむとするところに横斷的合成存立の理由が見出し得られる。

- 註一、 Marshall: Principles, Book IV, Chap. VIII.
- 註二、 K. Marx: Das Kapital, I, S. 300.
- 註三、 Hobson: Evolution of modern Capitalism, P. 143.
- 註四、 上田貞次郎、工業經營の規模及構造、經營經濟研究、第三冊、一〇頁。

三

經營の分化と合成を合理化政策の見地から觀察するに、分化の過程を俟つて標準化の効果が期待される。即ち近代技術の進歩に従ひ經營内の作業過程が分析され専門化され標準付けられて特定型に限定せられるので機械化、科學的方式化の實行が可能となるからである。



而して此分化及び標準化過程は經營の全統制に及び各經營は技術的統制に於て夫々獨立しつゝ、しかも狭い範圍の一定作業に分化され、相互に一層密接な有機的依存關係の下に存立し、最後に再び組み立てられて諸經營の合成が出現した。畢竟整然たる細目的分化が合理的依存關係に結び付けられてそこに多面的結合統制が成立したのである。

經營の合成は全設備及び知識勞力殊に優秀な經營者の才能を共通に使用して能率を向上させることが出来るし、又經營相互の合理的規律化に依つても能率の向上を期待し得られる。しかも規模は擴大されてそれに伴ふ執務の複雑、及經費の昂上は免れないが、猶大經營の利益は之を償つて餘りあるであらう。

次に製品の標準化は當然に經營分化の發展を促し、それが普及すれば其の原料品や部分品の製造も標準化し特化して各々獨立の工場として存立し得ることとなる。斯くては經營結合をする必要を減じ且つ其の意義を失ふこととなる。蓋し如何に大規模の原料品、部分品の工場を兼營するとしても、それ

分化合成と標準化

を全國的に又世界的に製造する専門特殊工場程に生産費を低廉ならしむることは到底不可能で、兼營工場を捨て、該品の供給を他に仰ぐ方が有利であるからである。併し經營の合成は經營相互間の意識的統制に依つて秩序ある合理的關係を確立することを企圖してをり且原料部門の獨占化はそれ自身縦斷的合成を要求するのであるから、標準化運動が無秩序状態を整理し得ない限り、合成運動は標準化運動と離れて別箇に行はれ尙持續されるであらう。(註)

要するに分化と合成の發生は經濟自由の制度下に於ける科學の進歩に伴ふ生産技術の發達、及商業並に交通機關の發展に因る市場の擴大に促されたものである。斯くて十九世紀以降工場工業は工場内の勞働分化が精細になつて規模が擴大されたのみならず、經營の分化と合成、換言せば分業と協力が行はれ益々企業の膨脹を來して大經營の發展を現出し、工業の地域的集中化乃至分化を來して地理的分布を見るに至つたのである。

註、小島精一、産業合理化、六四—六六頁、七一—七二頁、



### 第二節、大經營の發展

一

米國に於ける  
大經營の發展

大經營の發展は世界に於ける近代的傾向であるが其の最も著しい米國に就き商業年鑑に依つて大、中、小經營の生産額割合を舉示すれば次表の如くである。(註一)

經營の規模	一九〇四年			一九〇九年			一九一四年			
	經營の分	三%	三八%	經營の分	四%	四四%	經營の分	二%	一八%	一五%
百萬弗以上の年産額を有する經營の分	三	三	三	四	四	四	十	十	十	十
十萬弗——百萬弗の分	四	四	四	三	三	三	四	四	四	四
十萬弗以下の分	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一

即ち一九一四年に於て百萬弗以上の年産額を有する大經營は全工業生産の半ばを占めてゐたが其後大經營は愈々發展を遂げ一九二五年の國勢調査に依れば三分の二以上に達してをる。

此大經營化の傾向は鐵鋼業、自動車製造業に於て殊に著しく、製鋼に就いて

獨逸に於ける  
大經營の發展

一九一四年と一九二五年を比較して見るも經營數は四二七より四七三に、労働者數二十五萬人から三十七萬人に、原動力二百七十萬馬力から四百八十萬馬力に、生産高九億二千萬弗から二十九億五千萬弗にと進展してをる。

現に資本金十四億弗のユーエス鋼鐵會社 United States Steel Corporation. 七億弗のスタンダード石油會社 Standard Oil Co., を初めとし數億弗の資本金を有する大經營が簇生して有様である。

獨逸に於ても大經營が躍進的發展を示してをること、左の統計に依つて明かである。(註二)

經營の規模	一九〇七年		一九二五年	
	經營數 千個	従業員數 百萬人	經營數 千個	従業員數 百萬人
大經營(五一人以上)	二五	四、七	三三	七、〇
中經營(六一五〇人)	一六〇	二、三	二〇六	二、九
小經營(一一五人)	一六一九	二、八	一六一四	二、八

しかも従業員一千人以上の特大經營は一九〇七年に於て五〇四、其の從業



員數百十八萬人であつたものが一九二五年には八九二、其の員數二百十一萬人に増大してをる。

而して一九二五年現在に於て獨逸に一億マーク以上の資本金を有する工業會社を幾つも數へることが出来る。即ち Phönix (鐵) 三億マーク、Eibelfelder (染料) 一億七千七百萬マーク、Rheinisch (鐵) 一億六千萬マーク、A. F. G. (電機) 一億五千七百萬マーク、Deutsch, Erdöl (油) 一億萬マーク、Harpen (炭) 一億萬マークの如きそれで、一九〇三年頃の數千萬マーク時代から今日の一億乃至數億マーク時代へと展開してゐる。(註三)

英國にあつても米、獨と同様な傾向のあることを云ひ得る。而して工業の大經營化に關聯して是等三先進國の共通的特徴を左の如く抽出することが出来る。(註四)

(1) 指導産業たる石炭及鑛山業、製鋼業、機械製造業等の重工業 *Schwere Industrie* を中心とする生産財部門の發展顯著で規模最大である。

(2) 木綿、羊毛其他の紡績工業、被服、食糧品等消費財諸部門之に次いでをる。

工業先進國の  
共通的特徴

(3) 凡て粗材部門から精巧部門へと轉移しつつある。殊に電機、化學、自動車、人造絹絲等の新興部門の隆起したのを見る。

註一 Commerce Year Book: 1928, P. 22.

註二 Woytinsky: *Zehn Jahre Neues Deutschl.* n. 1. 1928.

註三 小島精一、企業集中論、三一—一頁以下

註四 小島精一、工業政策、一五—一六頁

## 二

日本に於ける  
大經營化傾向

我國の工業は明治初年に於ける政府の模範官營工場に端を發し明治二十七八年の戦役頃から産業革命的發展を示した。

工場數及従業員數は明治四十二年に三萬二千四百百萬人だつたのが昭和二年五萬三千七百、二百九萬四千人となり其内譯としては紡織工業従事者數優越的に最も多くして半ばを占め、次いで機械器具工業、食料品工業、化學工業等である、生産額に就ては紡績工業の二十六億七千七百萬圓を筆頭に食料品工業、化學工業、機械器具工業等の順序である。(註一)



工場動力に就いて見るに明治四十二年に七十四萬馬力であつたのが大正八年には二百三十三萬馬力となり昭和二年に於て五百七十五萬馬力、内動力化せるもの八割に上るに至つた。(註一) 以上を以て大經營化傾向の一斑を知ることが出来る。

使用職工數よりの集積割合につき明治四十二年と大正十四年とを比較し千分比で表はして見るに五―二九人の工場分、三四八から二三四に、三〇―四九人、九五から七四に、五〇―九九人、一二二から九五と減じ、一〇〇―九九九人、二九六から三二八、一〇〇人以上一三九から二七一と増加してをる。(註三) 即ち百人以下の小工業職工數の割合は減退して百人以上殊に千人以上の分が増加したのは明かに大經營化を表示してをる。

工業會社資本額は明治二十六年に六千八百萬圓であつたものが大正二年に六億五千七百萬圓、大正八年に二十二億五千萬圓となり大正十二年に於ては六十一億圓、昭和元年に六十七億三千萬圓で全會社資本の三割八分を占め、會社數も一萬三千七百の多きに上るに至つた。大正十年度に於ける一千萬

圓以上の資本金を有する全產業會社數二七七、資本額六十六億八千九百萬圓だつたものが、昭和元年に三四六、九十二億一千七百萬圓に増加してをることから類推して工業の大經營化傾向を察し得ることが出来やう。(註四)

昭昭三年に於て五千萬圓以上の拂込資本額を有する工業會社十餘に及び就中東京電燈(四億七百萬圓)、大同電力(一億二千九百萬圓)、東邦電力(一億二千五百萬圓)等は其最たるものである。(註五)

最近の工場統計表に徴して檢するならば日本に於て紡績業、精練業、船舶車輛製造業、發火物、人造肥料の如き化學工業、一般機械工業、製絲業等は比較的大經營化し、精糖業、一般金屬工業、製紙業、織物業、窯業等は中經營であり、精穀精粉、醸造の如き食料品工業、製材業、染色仕上業、撚絲業、ゴム製造業等は小經營的であることが大體判る。(註六)

要するに我國工業の現状は(一)大經營化の度が未だ低い、(二)指導產業が紡績工業であつて重工業でない、(三)粗工業から精工業への轉化が未だ充分でない、(四)家内工業、手工業が未だ猶重要な領域を占めてをる、等が其の特異



點である。従つて工業先進國の共通的特徴に鑑み我國工業が未だ劣つてを  
る所があると云ひ得べく、そこに又前途もあり今後發展すべき方向が指示さ  
れてをる譯である。

- 註一、工場統計表、二六—三一頁、四七四—四七五頁
- 註二、同上、概要、三頁、一二—一三頁
- 註三、高橋龜吉、明治大正産業發達史、五六五頁
- 註四、東洋經濟新報社編、本邦重要事業史、日本經濟解剖附表、會社統計表  
概要、三頁
- 註五、毎日年鑑(一九三〇年)、三〇〇—三〇三頁
- 註六、工場統計表、  
小島精一、工業政策、八四—八五頁

中世以前に工  
業の地域的集  
中化なし

地域的集中化  
と自然的並に  
歴史的條件

## 第五章 工業の地域的集中化

昔時にあつては其の地方で消費されるものは其の地方で生産されるを常  
とし、中世紀に手工業者が都市に集つて工業が發達した時代でも大體同じ傾  
向で各都市とも殆んど同様な工業を有し地方的特産と云はるべきもの極め  
て尠かつた。

當時工業の地域的集中化を妨げた原因は(一)工業同職組合の規律に基く  
營業不自由の制度、(二)資本、技術、勞働力の移動に對する束縛、(三)工業技術の  
幼稚、(四)交通機關の不備等である。

然るに都市經濟時代から國民經濟時代に手工業から家内工業に移つた頃  
から工業の地方的特化が現れて來た、英國に於て十六世紀以後毛織物業が従  
來の都市以外に擴まり條件の有利な地方に漸次集中した如きそれである。

「工業分化の發達しない時代には工業地は消費上の便宜に依つて定まるが、



分業の發達するに伴ひ生産上の便宜が重きを爲す」とロツシヤアは云つてをる。(註一) 前段は必ずしもさう簡單に斷定出來ないが大體右の如き傾向をもつてをる。所謂王侯の獎勵策 Patronage of Court なる範疇に屬すべきものだが英國の國王がフランダーズの職人を保護しロンドンに置いて工業を興したるが如き、又佛蘭西の王室附屬の工場からパリの奢侈品工業が其端を開いた如きそれである。我國に於ても西陣織が織部司に發してゐる様に京都の美術品工業が宮廷工業に其緒を見出し或は徳川時代にあつて御城下町の陶磁器、織物等の名産が其の起原を藩營工業乃至藩中工業に求めるが如き、其間の消息を窺ひ得るものであらう。

即ち當時水利氣候等の自然的條件よりは寧ろ王侯の保護の如き人爲的、歴史的の條件に依つて工業の所在が決し、漸次工業の専門化と地方化が其の發展段階に向つて進行したと見るを可とする。

然るに産業革命に因由して凡ての經濟狀況は一變した。交通機關の發達に伴ふ市場の擴大、工業技術の進歩に基く生産の増加は、營業自由の制度への

展開過程としての同職組合の崩壊と相伴つて資本、技術、労働の移動を促し専門化と地方化の發展を促進し前代の政治的中心地から近代の新經濟的中心地への移動が行はれ、加ふるに農業を捨て工業へと目指す多數の農民をも收容して工業集團を形成し工業都市、新經濟都市として超躍的發展を示しそこに地方化を現出した。

左に主な國々に於ける工業の地域的集中化に關し其の實例を略述する。

註 Roscher-Stieda: System. III, S. 687, n. f.

英國工業の地域的集中化

英國に於ける産業革命前の工業を見るに毛織物業が盛で一七〇一年に其の輸出額二百萬ポンド全輸出額の四分の一に上つてゐた。毛織工業はヨーク州の西區 West Riding of Yorkshire 及ノルウィッチ Norwich 附近に營まれた。主なる鐵工業地はサセックスの森 Weald of Sussex. ヨーク州のロツタアハム Rotherham 及ニューカッスル Newcastle であり、金物業は主としてシエフィールド & Sheffield 及バートミンガム Birmingham に行はれ後者にあつては一七六〇年に五



万以上の人を使用してゐた。木綿業は一七六〇年には未だ瑣々たるもので、其の主要地たるマンチェスター Manchester 及ボルトン Bolton の存在するランカシャーイア Lancashire に限られ、従業員四萬以上を超えず年製造額約六百萬ポンドであつた。メリヤス業は漸く集中の過程にあつたのみで、一八〇〇年に至るまでは絹メリヤス工業はダービー Derby に毛織メリヤス工業はライセスター Leicester を中心としてゐて、ノッチンガ Nottingham は未だ木綿メリヤスの中心地とはなつてゐなかつた。亞麻は十七世紀の初めダンデイー Dundee に輸入紹介され愛蘭の主要工業となつたものであるが十七世紀の終りに移住し來つたフランス新教徒によつて大いに發展した。(註一)

海外に於ける英國の勢力が増すにつれ本國の經濟狀態も進歩した、殊に蒸汽機關、紡績機、機械織機其他機械的及化學的發明の實際的應用に依り、且はナント勅令廢止の結果多數の有能な労働者が流れ込んで來たので十八世紀の中頃から大規模工場制度の特徴を帶ぶるに至つた。英國の工業は他の諸國よりも遙かに隆昌となり特に木綿、毛織、冶金、機械、採礦、製陶業に於て著しく木

綿工業都市、毛織工業都市、重工業都市が多く石炭及鐵の産地を中心として其の附近に地域的集中をなすに至り、従つて人口集中の傾向が愈々強められた。十九世紀前半毎十年の英國全體の人口増加率は一割五分を上下してをつたが工業地方は毎期二割三割の増加を示してゐた。(註二) 又主要工業都市に就いて一七六〇年と一九一一年とを比較するに纖維工業都市たるマンチェスターは三萬五千人から七十一萬人に、リーズ Leeds は一萬七千人から四十五萬人に、又鐵工業都市なるバーミンガムは二萬九千人から八十四萬人に、シェフィールドは二萬五千人から四十五萬人に増加してをる。(註三)

人口十萬以上の大都市人口の全國人口に對する比率を見るに一八九一年に市數三〇、二八%だつたのが一九二一年には愛蘭を除外して四五、三六%に上つてをる。(註四)

斯くして工業の地方化が行はれたのであるが工場は更に一地方内の狭小の地域に専門化し特化して來た。例へばランカシャーイア木綿工業地帯に於て先づ紡績と織布とは分離し、其内が細分されて中番手、細絲、或は捺染キャリ



コ、天然、木綿、上等キャリコ等の製造に細かい地方的分業が行はれてをる如きそれである。(註五) 而してマンチエスターを中心とする二三十哩平方の地に世界紡績錠数の三分の一を集中し、同市の綿絲綿布取引所はリバプール Liverpool の棉花取引所と相應じて世界市場を支配する有様である。

獨逸に於ても此所百年間にデュッセルドルフ Disseldorf、エッセン Essen、デウイスブルグ Duisburg、ドルトムント Dortmund、等の重工業都市並にバーメン Barmer、クレフェルド Krefeld の如き纖維工業都市は何れも數千の人口から數十萬の人口に増加した。

一八九五年の獨逸大都市數二八、其の全國人口に對する割合一三%であつたが、一九一九年には四六、二三%に進んでをる、十九世紀の末葉から二十世紀の初頭にかけて工業が長足の進歩を遂げたのである。(註六)

又米國の一九〇〇年及び一九〇九年の國勢調査に依ればニューヨーク州のカラー、カフス、皮手袋、メリーランドの蠟燭詰、コネクチカットの掛時計、合金器具、ペンシルバニアのコークス、鐵鋼、オハイオの金庫等は全國總生産額の半

獨逸工業の地域的集中化

米國工業の地域的集中化

ば以上を占め又ニューヨーク州トロイ市のカラー、カフス、メリーランド州パルチモニアの蠟燭詰業は全國生産高の六、七割も占め、ネブラスカ州サウスオマハ市の労働者の約九割は屠畜關係業務に従事してをる。之を以ても特殊工業部門の地方化が極めて著しいことを知り得る。

註一、井上貞蔵、大森英治郎共譯、商業史論、二九三—二九四頁

註二、Jevons: Coal Question, P. 208.

註三、Sombart: Hoehpapatismus, S. 404, ff.

註四、桑田熊蔵、工業經濟論、六〇頁

註五、Schulze-Gävernitz: Der Grossbetrieb.

山崎覺次郎、大工業論、改版一〇〇頁以下

註六、桑田熊蔵、前掲、六二—六三頁

日本工業の地域的集中化

日本の總人口に對する農村人口と都市人口の割合を見るに前者は逐年減退し後者は可成急激に増大してをる。(註一) 此人口の都會向は工業集中化の一表徴であると云ひ得る。今、日本工業の分布狀態研究に關し昭和二年の工場統計中より抽出して概括表を作れば次の如くである。(註二)



工業政策要論

工場数	職工数	原動機馬力数	生産高
千	千人	千馬力	百萬圓
1、大阪 七、三(一割四分)	1、大阪 二、三九	1、兵庫 七六三	1、大阪 一、一六八(一割七分)
2、東京 六、四(一割三分)	2、東京 一、七七	2、大阪 六八三	2、東京 九三八(一割三分)
3、愛知 五、五(一割)	3、愛知 一、五六	3、東京 三、八四	3、兵庫 六五七(九分)
他は一割に達せざること	4、兵庫 四六	4、長野 三、一三	4、愛知 五〇三(七分)
遙かに遠い	5、長野 一、四	5、神奈川 三、一	5、神奈川 二九七
	京都外何れも六万人	6、福岡 二、九六	6、福岡 二六五
	以下	7、北海道 二、四五	7、長野 二六五
		福島外何れも	8、京都 二、一九
		二〇万馬力以下	9、静岡 二、〇四
		他は何れも二億圓	以下
全国合計 五三、七	一、八九九	五、七五四	六、九四八

右の表から概論すれば日本工業の所在する地方は大坂、東京、兵庫、愛知の各府縣を主とし、長野、神奈川、福岡の諸縣之に次ぐと云ひ得る。大坂の南區、今宮方面、淀川邊、東京の隅田川沿岸、兵庫縣の尼ヶ崎、兵庫附近、愛知縣の熱田邊、長野

縣の諸地、殊に岡山附近、神奈川縣の鶴見、川崎、福岡縣の小倉、戸畑、八幡地方の所謂北九州の地に工場が密集してをる。

而して昭和二年度の生産價額總計六十九億四千八百萬圓の内譯を事業別並に品目別に就いて其の主なるものを左に示す。(註三)

事業別	生産價額	對總價額比	品目別	生産價額	對總價額比
	百萬圓	%		百萬圓	%
紡織工業	二六七七	三九%	生絲	七六九	一一%
食料品工業	一一二四	一六%	綿織物	五七九	八%
化學工業	八四八	一二%	綿絲紡績	五四六	八%
機械器具工業	五八三	八%	清酒	三五〇	五%
金屬工業	四六七	七%	絹織物	二四八	四%
			紙	一七五	三%
			砂糖	一六九	二%
			毛織物	一六三	二%
			小麥粉	一一一	二%
			製材	一一八	二%
					一八五